

特別支援教育充実 ガイドブック

～ 障がいのある子ども一人一人のニーズに
応じた支援充実のために ～



平成27年3月
熊本県教育委員会

はじめに

平成19年4月に学校教育法の一部改正が施行され、「特殊教育」は「特別支援教育」へと転換しました。特別支援教育は、特別な教育的支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校において実施されることとなりました。このことに伴い、本県では平成19年8月に「特別支援教育推進ガイドブック」を策定し、本県の特別支援教育における支援体制について示すとともに、その推進に取り組んできました。

近年、障がいのある子どもや関係者を取り巻く状況は、共生社会の形成に向けた大きな変化の中にあります。国においては、平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、平成25年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。本県においては、全国に先駆け、平成24年4月に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が施行され、すべての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しています。

教育分野においては、平成24年7月に文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告され、平成25年9月に障がいのある子どもの就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の一部改正が行われました。

これらの国内法の整備により、平成18年に国連総会で採択されていた「障害者の権利に関する条約」が平成26年1月に批准されました。共生社会の形成に向けて、現在同条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育の一層の推進が求められています。

インクルーシブ教育システムにおいては、可能な限り、障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに教育を受けられるよう配慮するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じて、生きる力を確実に身につけることが重要です。子ども一人一人の教育的ニーズにしっかりと応えるため、県教育委員会では今回「特別支援教育推進ガイドブック」を改訂し、新たに取りまとめました。

本冊子をすべての教職員が活用し、特別支援教育の一層の推進が図られるとともに、誰もが人権と個性を尊重し支え合う共生社会の形成につながることを期待しています。

平成27年3月

熊本県教育委員会

《 目 次 》

I 共生社会の形成に向けた国の動向	・・・ 1
I-1 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進	・・・ 3
II 特別支援教育推進の基本姿勢	・・・ 5
II-1 本県における特別支援教育推進の基本姿勢	・・・ 7
II-2 段階的な支援体制の推進	・・・ 8
☆支援の宝箱① 支援するとは？☆	・・・ 16
III 特別な教育的支援を必要とする子ども達への支援充実のための6つのポイント	・・・ 17
III-1 一人一人の教育的ニーズの的確な把握と支援	・・・ 19
1 実態把握	
2 発達障がいについての理解と支援	
☆支援の宝箱② よりよい支援のためのチェックシートの活用☆	・・・ 27
III-2 保護者・関係機関との連携	・・・ 29
1 保護者との連携	
2 移行支援における連携	
3 関係機関との連携	
☆支援の宝箱③ 保護者と「一緒」懸命に☆	・・・ 32
☆支援の宝箱④ 関係機関と連携した児童生徒への支援☆	・・・ 33
☆支援の宝箱⑤ 「就職へ向けた」支援☆	・・・ 34
III-3 校内支援体制の充実	・・・ 35
1 組織としての支援	
2 校内における4つの段階	
3 校内支援体制を機能させるために	
☆支援の宝箱⑥ 校内支援体制構築のポイントは？☆	・・・ 38
III-4 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ	・・・ 39
1 個別の教育支援計画・個別の指導計画の意義	
2 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成	
☆支援の宝箱⑦ 学校総体、保護者との連携を大切にした取組☆	・・・ 43
3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の評価及び活用	
4 個別の教育支援計画・個別の指導計画の引継ぎ	
5 個人情報管理	

☆支援の宝箱⑧ 就学期の連携はよりよい学校生活の第一歩！☆	・・・54
☆支援の宝箱⑨ 顔の見える小中連携☆	・・・55
☆支援の宝箱⑩ 「申し送りシート」の活用☆	・・・56

Ⅲ-5 ユニバーサルデザインの視点に基づく授業づくり	・・・57
1 UDの視点に基づいた授業の必要性	
2 UDの視点に基づいた授業に取り組むにあたって	
3 アセスメント（実態把握から評価まで）	
4 学校全体でのUDの視点に基づいた授業づくりを目指す	
5 安心して過ごせる学級の重要性	
6 UDの視点に基づいた授業づくり	

☆支援の宝箱⑪ 授業づくり、環境づくりのはじめのいっぽ☆	・・・65
------------------------------	-------

Ⅲ-6 交流及び共同学習の推進	・・・67
1 交流及び共同学習の意義	
2 交流の種類	
3 指導計画の作成	
4 交流及び共同学習の実施に当たって大切にしたいこと	
5 交流の実際	
6 評価の方法	

☆支援の宝箱⑫ 学校内交流を進めるには☆	・・・69
☆支援の宝箱⑬ 居住地校交流の実際☆	・・・70

Ⅳ 巻末資料	・・・71
--------	-------

※本ハンドブックは…

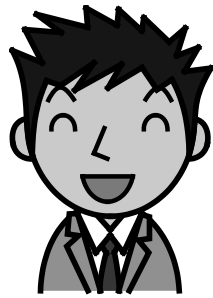
- * 「障害」の表記については、法令及び文献等より引用したものや施設名等以外は、「障がい」と表記しています。
- *本文中に使用されている名前はいずれも仮名です。



このガイドブックは県教育委員会のホームページからダウンロードできるモン！
読んでほしいモン！！

I

共生社会の形成に向けた国の動向



I-1 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

現在、「障害者の権利に関する条約」や「改正障害者基本法」等の趣旨を踏まえ、我が国の教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が求められています。しかし、「特別支援教育がなくなる」とか「これまでと同じことをやればよい」などといった誤解もあるようです。ここでは、平成24年7月報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下、報告）の内容に触れながら、特別支援教育の推進についての基本的な考え方について紹介をします。

1 インクルーシブ教育システムとは？

「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性（個性など一人一人の違い）を尊重し、障がい者がその持てる能力を可能な最大限度まで発達させ、社会に効果的に参加することを可能にする目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのことです。これは、平成26年1月に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」に示されています。

報告では、共に学ぶことについて「基本的な方向性としては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである」とされ、「その場合にはそれぞれの子どもが授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点」と述べています。

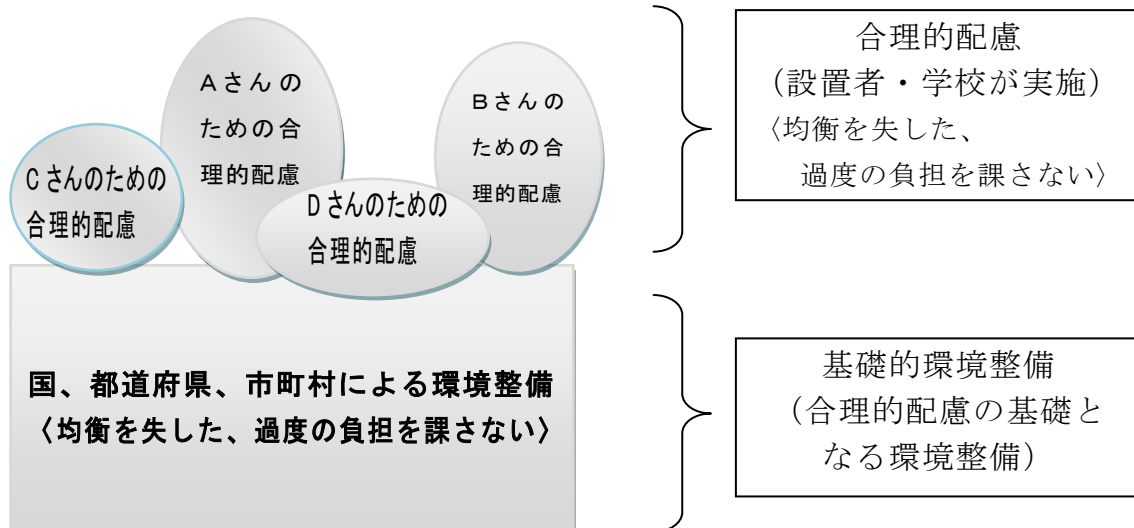
障がいの状態や本人・保護者の意見等に応じて、適切な教育の場を選択できることと、一人一人のニーズに応じた適切な教育により、生きる力を身に付けられることがインクルーシブ教育システム構築を図るうえで重要です。

2 合理的配慮と基礎的環境整備

文部科学省は、報告においてインクルーシブ教育を進めるため、「合理的配慮の提供」が必要不可欠なものであると述べています。

合理的配慮とは、障がいのある子どもが日常生活や社会生活で受けている制限や制約をなくすために必要な改善や変更を、その周りにいる人が行うことを言います。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるもので、本人・保護者との合意形成の下になされる個別の配慮です。ただし合理的配慮を行う学校等に対して、体制面、財政面において均衡を失した、過度の負担を課さないものという条件があります。なお、この合理的配慮の否定は、障がいを理由とする差別に含まれます。

また、合理的配慮の基礎となる環境整備を基礎的環境整備といいます。基礎的環境整備には、通常の学級から特別支援学校まで連続性のある多様な学びの場の充実、適切な教材の充実、施設・設備の整備等が含まれます。基礎的環境整備を基に、合理的配慮は個別に決定されることとなります。



[図1 合理的配慮と基礎的環境整備の関係]

合理的配慮の例

視覚障がい(弱視)のAさん

矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づくと文字が読める。

- 廊下側前方の座席配置。
- 教室の照明調整のためカーテンを使用。
- 弱視レンズの活用。

学習障がいのBさん

文字の読み書きが苦手。特にノートテイクに時間がかかる。

- 板書計画を印刷して配布。
- デジタルカメラ等^{*}による板書撮影。
- ICレコーダー等^{*}による授業中の教員の説明等の録音 ※データ管理等について留意

肢体不自由のCさん

両足にまひがあり、車いすを使用。学校におけるエレベーターの設置は困難。

- 教室を1階に配置。
- 車椅子からの目線に合わせた掲示物等の配置。
- 車椅子で安全に廊下を移動するための段差の解消。

聴覚障がい(難聴)のDさん

右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。

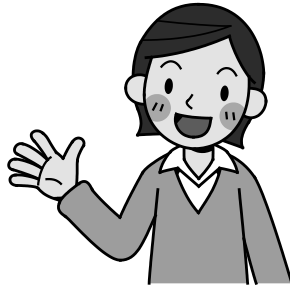
- 教室前方・右側手前の座席配置。(左耳の聴力を生かす。)
- FM補聴器の利用。
- 口形をはっきりさせた形での会話。(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする等)

[図2 合理的配慮の例]

「合理的配慮」は、障がいのある子どもが十分な教育を受けることができているかどうかという観点から評価することが重要であり、例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCA サイクルを確立させていくことが大切になります。

Ⅱ

特別支援教育推進の基本姿勢



II-1 本県における特別支援教育推進の基本姿勢

同世代の子どもが、共に生きる社会の一員として互いに尊重しあえる関係をつくるために、すべての子どもを大切に、一人一人のニーズに応じた教育を行うことが大切であり、本県においてもこの視点に立ち、特別支援教育の推進に取り組んでいます。

(1) 特別支援教育とは

文部科学省は、特別支援教育の理念について下記のように述べています。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

「特別支援教育の推進について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長 平成19年4月）

ここで特に留意すべきことは、次の2点です。

まず、特別支援教育の対象を「知的な遅れのない発達障がいも含め」「すべての学校において実施されるもの」としている点です。医療や福祉機関での診断を受けていることは必ずしも必要ではなく、実態把握の後、特別な教育的ニーズがあると学校が判断すれば、教育上特別の支援を行うこととなります。

もう1点は、特別支援教育の推進は、一人一人の違いを認め全ての人が生きて生き活躍できる共生社会形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要としている点です。平成24年7月中央教育審議会初等中等教育局分科会報告でも改めて報告されました。

(2) 本県における特別支援教育推進の基本姿勢

インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進による障がいのある子どもを含め、教育上特別の支援を必要とする子どもを生涯にわたって支援するという観点から、次の2点を基本姿勢とします。

○教育上特別の支援を必要とする子どもに対し、教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画に基づく実践を推進するとともに、幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校、そして社会へと、同計画の確実な引継ぎを行い、切れ目のない一貫した支援を行います。

○地域療育支援体制や障害保健福祉圏域計画と同じ区分を設定した「段階的な支援体制」に基づき、支援が困難な事例に対しては、専門性のある支援者から適切な助言を得ながら関係機関と連携した支援を行います。

II-2 段階的な支援体制の推進

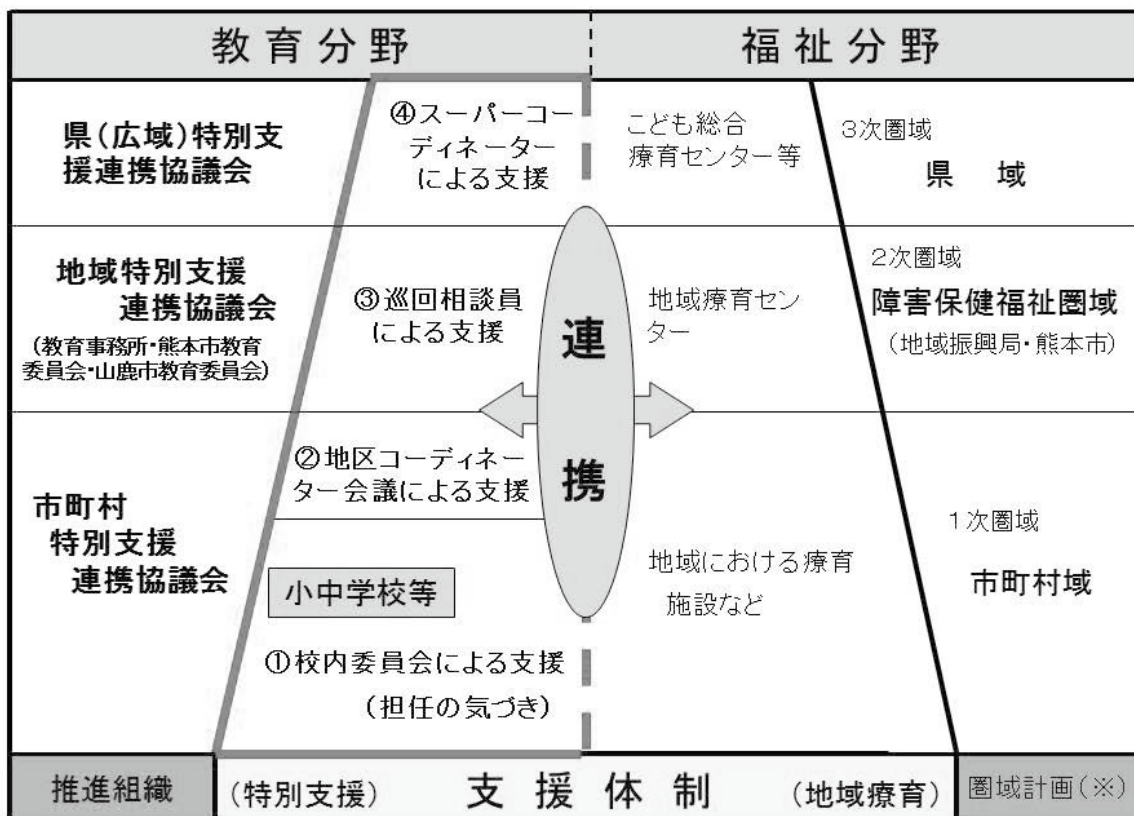
本県では、福祉・保健・医療・労働等の関係機関と連携しながら、「段階的な支援体制」を構築しています。校内委員会からスーパーコーディネーターによる支援までの4つの段階による支援体制を構築し、それぞれの状況に応じた支援体制の活用や具体策を立て支援していくものです。

1 段階的な支援体制とは

段階的な支援体制とは、支援が困難な事例ほど専門性のある支援者から支援が受けられるようにする体制です。

さらに、「障害保健福祉圏域計画」と同じ区域設定にすることで、関係機関との連携を通じた適切な支援が得られます。

なお、県、地域及び市町村の各特別支援連携協議会には、福祉、労働等の関係機関も加わり、連携した支援が行われています。



※障害保健福祉圏域計画

[図3 段階的な支援体制]

2 それぞれの段階における支援

第1段階：校内委員会による支援

校内委員会は、特別支援教育コーディネーターが推進役となり、よりよい指導や支援の内容、方法など、教育上特別の支援が必要な幼児児童生徒への校内の資源を活用した支援について検討する組織です。委員会で話し合われた内容は、必ず全職員で共通理解をしたり、個別の教育支援計画等に記載したりして一貫した支援を行うようにします。

《 校内委員会の役割 》

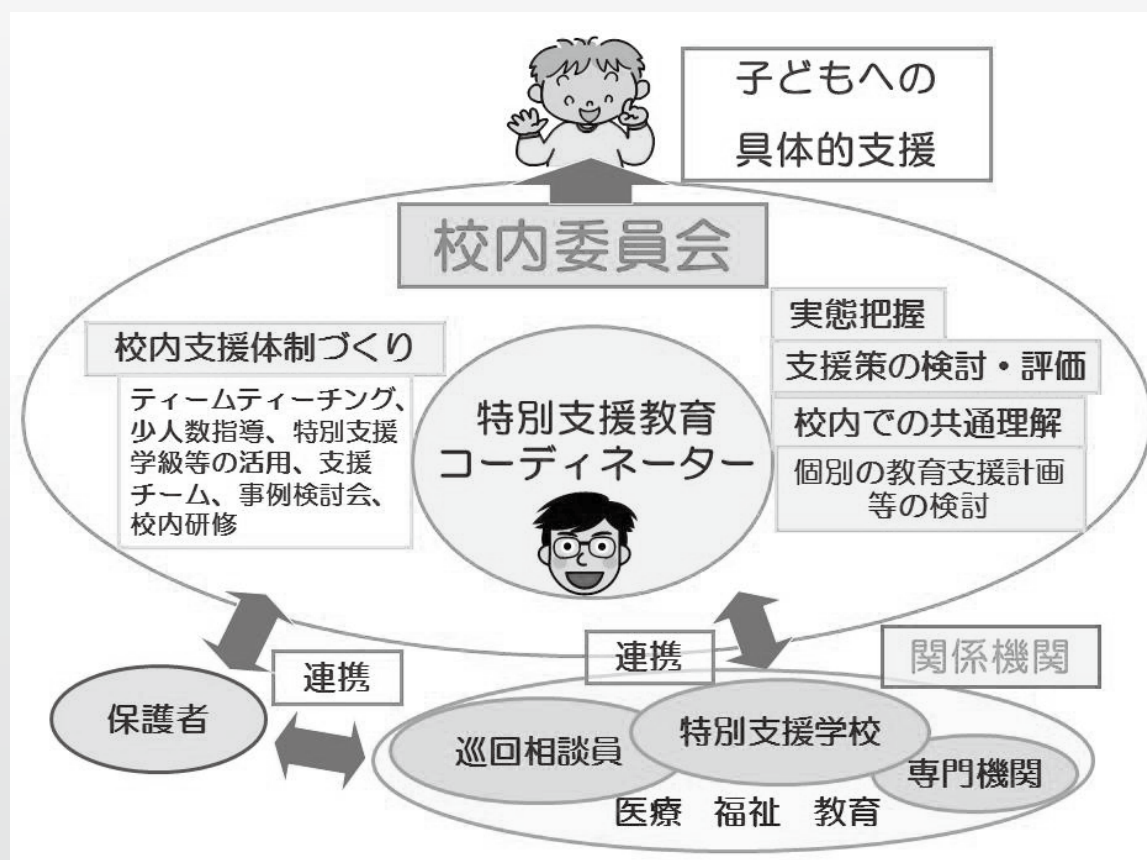
- ◇支援が必要な幼児児童生徒の把握
- ◇支援方策、支援体制の検討 → 担任等への助言
- ◇担任等が作成した個別の教育支援計画・個別の指導計画の検討
- ◇家庭や地域、関係機関との連携
- ◇校内研修の実施

開催時期や構成メンバーなど、各学校の実情に応じて、委員会を開くことで、担任等の悩みが軽減できるように工夫しましょう。

大事なことは、校内委員会で検討された支援方策を実践し、その結果を踏まえて更に校内委員会で検証・評価を行い、支援の充実を一層図ることです。

※なお、校内委員会の運営については、「平成18年度特別支援教育実践集」（平成19年6月）、「特別支援教育推進ガイドブック（平成19年8月）」、「特別支援教育コーディネーターハンドブック」（平成25年3月）

《いずれも熊本県教育委員会刊行・県教育委員会 HP にも掲載》にも記載していますので、参考にしてください。



[図4 校内委員会のイメージ]

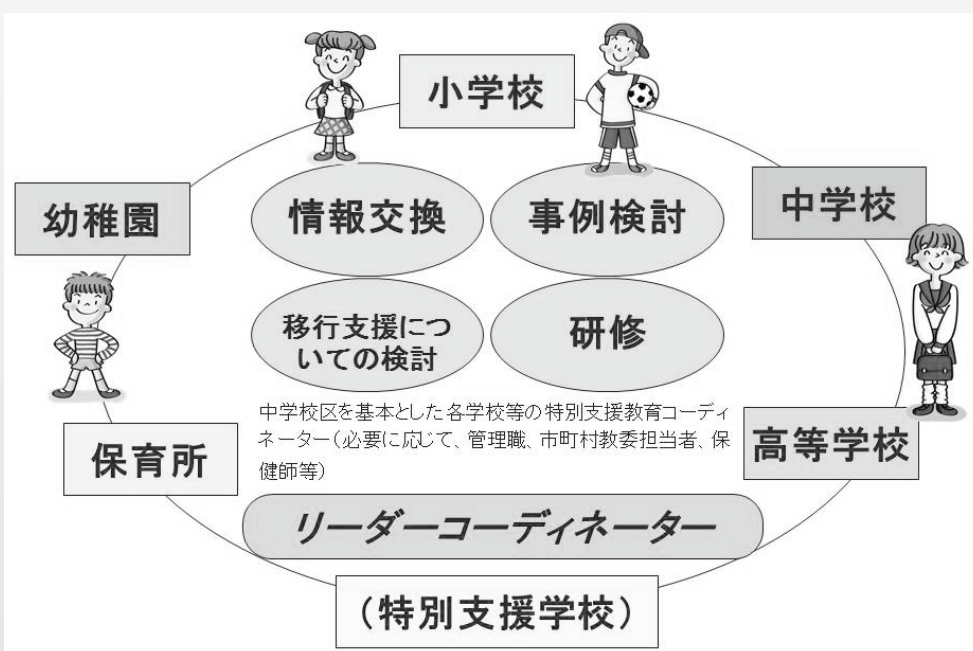
第2段階：地区コーディネーター会議による支援

地区コーディネーター会議とは、中学校区等の一定の地域毎に開催する会議です。その地区のリーダーコーディネーター*が中心となって、学校から依頼された支援困難な事例の検討、各学校の取り組みについての情報交換や研修等を行います。

地区コーディネーター会議で検討された支援方策を学校で実践し、校内委員会において成果を検証します。検討を重ねることで、より良い支援へと高めていきます。

内 容	○各学校で支援困難な事例検討 ○特別支援教育推進に係る情報交換 ○移行支援についての検討 ○特別支援教育にかかわる研修 等
メンバー	○地区内に設置されている学校等のコーディネーター ○（可能な限り）特別支援学校コーディネーター ○（必要に応じて）管理職、市町村教委担当者、関係機関
開催回数	○年間に3～9回程度（その他、必要に応じ開催）

地区コーディネーター会議の設置は、市町村教育委員会が行い、地区設定は、中学校区に限らず、その地区の地理的特性や学校数等に応じ、柔軟に設定することが重要です。



[図5 地区コーディネーター会議のイメージ]

***リーダーコーディネーターとは・・・**

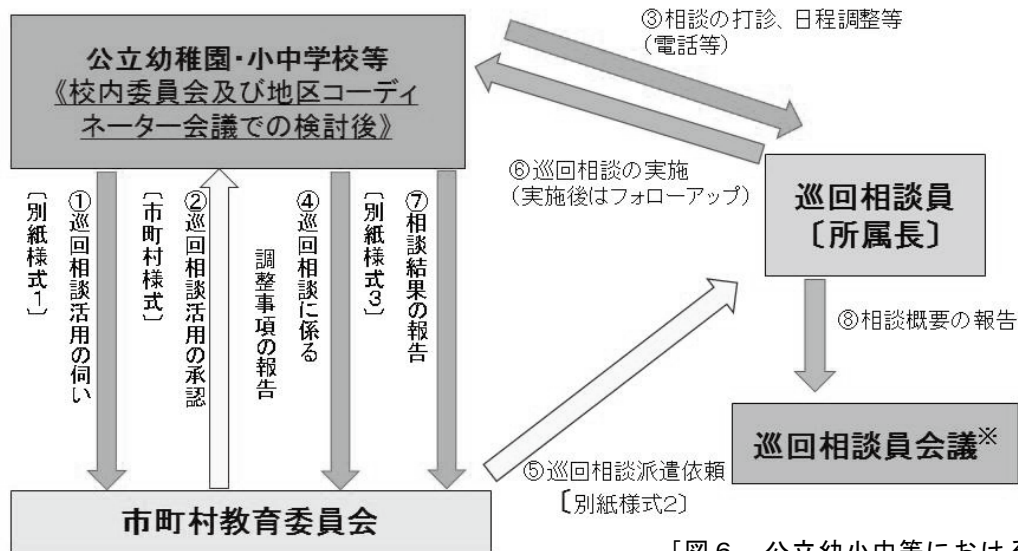
市町村教育委員会が、その地区の特別支援教育コーディネーターのうち、専門性や調整力などの資質が高い者をリーダーコーディネーターとして、地区コーディネーター会議の企画・運営を行います。

第3段階:巡回相談員による支援

地区コーディネーター会議での検討でも支援が困難な事例については、巡回相談員の支援を受けることができます。

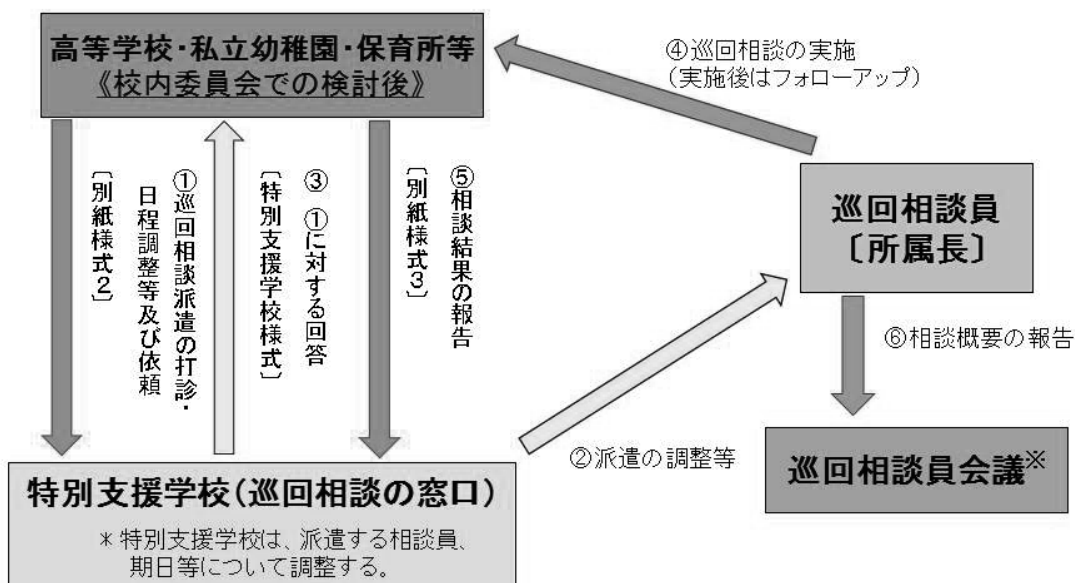
巡回相談員は、地域の教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関の職員の中から地域特別支援連携協議会が推薦し、市町村教育委員会が委嘱します。

巡回相談員による支援は、校内委員会、地区コーディネーター会議での検討後、以下の手順で行います（図6及び図7参照）。



[図6 公立幼小中等における流れ]

小中学校等	市町村教育委員会	巡回相談員（所属長）
①市町村教育委員会へ巡回相談活用の伺いを行い、巡回相談依頼書（別紙様式1）を提出する。 ③特別支援学校へ巡回相談の打診と日程、相談内容等を電話等で調整する。 ④特別支援学校との調整事項を市町村教育委員会へ電話等で報告する。 ⑦相談結果を別紙様式3にまとめ、市町村教育委員会に報告する。	②巡回相談活用の承認検討を行い、小中学校等へ連絡する。 ⑤巡回相談員の所属長に別紙様式2により派遣を依頼する。	⑥巡回相談を行うとともに、実施後、その後の状況について当該学校と連絡を取り合い、再び巡回相談や電話相談等により支援をフォローし、継続した支援につなげる。 ⑧巡回相談員は、相談概要をまとめ、巡回相談員会議※で報告を行う。



[図7 高等学校、私立幼稚園、保育所等における流れ]

高等学校等	特別支援学校	巡回相談員（所属長）
<p>①特別支援学校へ巡回相談の打診と日程、相談内容等を電話等で調整し、巡回相談員の所属長に別紙様式2により派遣を依頼する。</p> <p>⑤巡回相談員による相談結果を別紙様式3にまとめ、特別支援学校に報告する。</p>	<p>②巡回相談員の派遣調整等を行う。</p> <p>③巡回相談員派遣の可否について高等学校等に回答する。</p>	<p>④巡回相談を行うとともに、実施後、その後の状況について当該学校と連絡を取り合い、再び巡回相談や電話相談等により支援をフォローし、継続した支援につなげる。</p> <p>⑥相談概要をまとめ、巡回相談員会議※で報告を行う。</p>

* 迅速な対応を図るため、文書のやりとりはパスワードをかけ、可能な限り電子メールで行います。

* 巡回相談の様式は巻末資料に掲載しています。



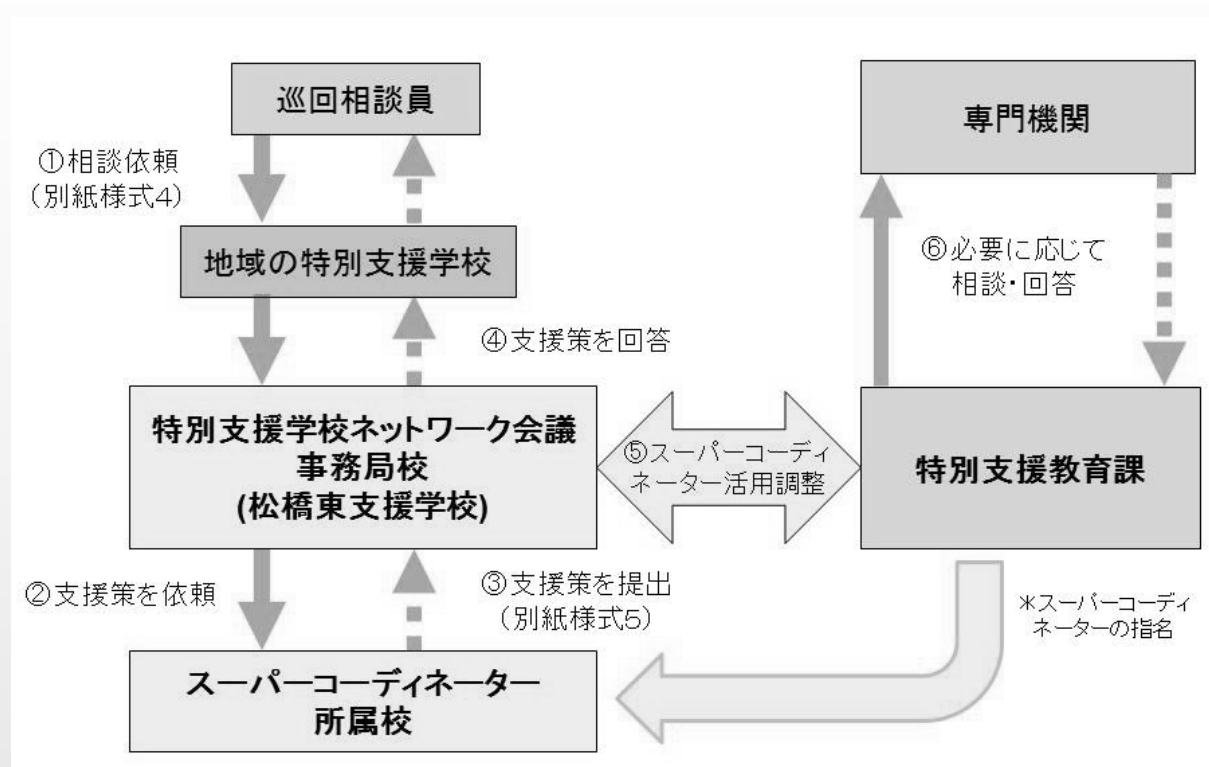
解説

※巡回相談員会議とは・・・

各地域の巡回相談員が集まり、巡回相談で対応した事例について協議を行う場です。特別支援学校のコーディネーターが中心となり、定期的に行う場合と必要に応じ開催する場合があります。

第4段階：スーパーコーディネーターによる支援

巡回相談員による支援でも支援が困難な事例の場合、巡回相談員は、スーパーコーディネーターの支援を受けることができます。スーパーコーディネーターは、特別支援学校等のコーディネーターの中から、特に専門性の高い者を数人、県教育委員会が指名（委嘱）しています。巡回相談員がスーパーコーディネーターに相談を行う場合は、以下の流れで行います（図8参照）。



[図8 スーパーコーディネーターへの相談の流れ]

- ① 巡回相談員は、地域の特別支援学校にスーパーコーディネーターへの相談を依頼する。相談を受けた特別支援学校は特別支援学校ネットワーク会議事務局校（以下、事務局校と表記）に別紙様式4により相談を依頼する。
- ② 事務局校は、対応するスーパーコーディネーター（こども総合療育センター職員の対応が必要な場合はこども総合療育センターへの依頼）について特別支援教育課と協議し、相談対応者の所属する機関に支援策の検討を依頼する。
- ③ 依頼を受けたスーパーコーディネーターは、支援策を別紙様式5にまとめ、事務局校に提出する。
- ④ 事務局校は、スーパーコーディネーターの検討結果（必要に応じてこども総合療育センターの回答）を取りまとめて、依頼のあった特別支援学校に送付し、特別支援学校は、巡回相談員にその結果を知らせる。
- ⑤ 事務局校が、スーパーコーディネーターによる対応が困難な事例と判断した場合は、特別支援教育課に連絡する。
- ⑥ 特別支援教育課は必要に応じて専門機関（P14表1参照）に相談する。

* 迅速な対応を図るため、文書のやりとりはパスワードをかけ、可能な限り電子メールで行います。

II 特別支援教育の基本姿勢

特別支援教育課が相談をする専門機関は、以下のとおりです。

No.	機関名（担当部署）	住 所	電話番号
1	熊本県立教育センター（教育相談室）	〒861-0543 山鹿市小原	0968-44-6655
2	熊本県こども総合療育センター（地域療育部）	〒869-0524 宇城市松橋町 2900	0964-32-1144
3	熊本県北部発達障がい者支援センターわっふる	〒869-1235 菊池郡大津町室 213-6 さくらビル2F	096-293-8189
4	熊本県南部発達障がい者支援センターわるつ	〒866-0855 八代市永碓町 1297-1	0965-62-8839
5	熊本市発達障がい者支援センター	〒862-0971 熊本市中央区大江 5-1-1	096-366-1919
6	熊本県福祉総合相談所（児童相談課）	〒861-8039 熊本市東区长嶺南 2-3-3	096-381-4411
7	熊本県八代児童相談所	〒866-8555 八代市西片町 1660	0965-32-4426
8	熊本県精神保健福祉センター	〒860-0920 熊本市東区月出 3 丁目 1-120	096-386-1166
9	熊本県ひばり園	〒861-8039 熊本市中央区長嶺南 2-3-2	096-382-1939
10	熊本障害者職業センター	〒862-0971 熊本市中央区大江 6 丁目 1-38	096-371-8333

[表 1 県関係の専門機関]

なお、この他にも専門性を有する主な機関として、熊本大学教育学部特別支援学校教員養成課程や九州ルーテル学院大学人文学部人文学科があります。

その他、医学的検査・診断等を行っている機関はIV巻末資料のとおりです。

3 段階的な支援体制を推進する組織

県、各教育事務所、熊本市教育委員会、山鹿市教育委員会及び市町村教育委員会に、特別支援連携協議会を設置します。それぞれの協議会の協議内容等は、表 2 のとおりです。

	広域特別支援連携協議会	地域特別支援連携協議会	市町村特別支援連携協議会
設置	県	各教育事務所、熊本市教育委員会及び山鹿市教育委員会（11地域）	各市町村教育委員会（熊本市・山鹿市を除く）
構成	学識経験者、医療、保健、福祉、労働等の関係機関及び部局、親の会、PTA連合会、学校等の関係者	各教育事務所、熊本市教育委員会、山鹿市教育委員会の担当を中心として、特別支援学校長や特別支援学級設置校の校長、関係機関担当者等。委嘱は、教育事務所、熊本市教育委員会又は山鹿市教育委員会が行う。	市町村教育委員会を中心として、各学校等校長や特別支援学校長、関係機関担当者等。委嘱は、市町村教育委員会が行う。
協議内容	○本県の特別支援教育の推進体制 ○県における研修と理解啓発等	○各地域における特別支援教育の推進 ○各地域における研修と理解啓発 ○巡回相談員の推薦 ○巡回相談員会議の設置等	○各市町村における特別支援教育の推進 ○各市町村における研修と理解啓発 ○地区コーディネーター会議の設置とリーダーコーディネーターの指名 ○巡回相談員の委嘱等

[表 2 各連携協議会の協議内容等]

また、地域特別支援連携協議会の下部組織として、「実務担当者会」を組織し、協議会に提案する原案を作成します。それぞれの実務担当者会の協議内容等は表3のとおりです。

	広域特別支援連携協議会 実務担当者会議	地域特別支援連携協議会 実務担当者会	市町村特別支援連携協議会 実務担当者会
設置	県	各教育事務所、熊本市教育委員会及び山鹿市教育委員会（11地域）	各市町村教育委員会 （熊本市・山鹿市を除く）
構成	各教育事務所等、教育委員会、学校、関係部局等	各教育事務所、熊本市教育委員会、山鹿市教育委員会の担当を中心として、特別支援学校コーディネーターや特別支援学級設置校の校長やリーダーコーディネーター、関係機関担当者等。委嘱は、教育事務所又は熊本市教育委員会、山鹿市教育委員会が行う。	市町村教育委員会を中心として、各学校等管理職やコーディネーター、関係機関担当者等。委嘱は、市町村教育委員会が行う。
協議内容	○本県の特別支援教育の取組 ○地域における特別支援教育の推進状況の把握 等	○地域特別支援教育相談会の計画 ○地域における特別支援教育研修の計画 ○地域における特別支援教育に係る理解啓発の計画 ○地域における関係機関・部局との連携の在り方 ○市町村の状況把握 等	○各市町村における特別支援教育の具体的な取組 ○各市町村における特別支援教育研修準備 ○地区コーディネーター会議の設置とリーダーコーディネーターの指名 ○地区コーディネーター会議の状況把握 ○巡回相談員の積極的活用 等

[表3 各実務担当者会の協議内容等]

注) 市町村特別支援連携協議会でも「実務担当者会」を設置することにより、スムーズな会の運営につながります。



「支援するとは？」

平成19年度の「特別支援教育」への制度転換以降、“支援”という言葉は大変身近なことばになってきました。私たち教師が、子どもたちに対して行う支援にはいろいろなものがありますが、その本質を押さえることはとても大切です。「良く耳にする、よく使う」ことばだからこそ、しっかりとその意味を考え直してみることがとても重要です。

1 子どもの主体的な学びを助け、育ちにつなげるためのものが「支援」

学習場面における支援について、次のようなケースで考えてみましょう。

「ビーズにひもをとおす学習で、穴の向きを固定できず、なかなかひもをとおせない。」

支援①「子どもの両手に手を添えて、ひもをとおす。」

支援②「ビーズを持っている側の手を支え、穴の向きが一定になるようにする。」

(1) ひもをとおした主体は、誰か

支援①の場合は、「子どもの注意(意識)がどこに向いているか。」にもよりますが、ほとんどの場合は、子どもは手の力を緩め、教師の動きに(手を)ゆだねてしまうでしょう。したがって主体は子どもではありません。支援②の場合は、ビーズを持つ手は教師が固定していますが、子どもは、もう片方のひもを持つ手の動きを調整して、ひもをとおそうとします。したがって主体は間違いなく「子ども」になります。

子どもに“自分でやろう、自分でやった”という意識や実感がなければ学習活動は成立しません。“させられる中に学びはない”ということを肝に銘じておく必要があります。

(2) 子どもは何を学ぶ(身に付ける)か

この学習で子どもが学ぶものとして、「穴の向きを調整・固定するために必要な力」と「ひもをとおすために必要な力」の2つが考えられます。支援①の場合は、両方を教師がやっちゃってしまい、子どもは何も学ばないといって良いでしょう。支援②の場合、子どもには「ひもをとおすこと」に専念してもらい、それ以外の部分を教師が支援していることで、子どもは「ひもをとおすために必要な力」を学んでいくといえます。

このように「子どもが何を学ぶか=目標」が明確になっていることが、「学習場面における支援」においては前提となります。



2 適切な支援を行うためには

○子どもが持っている力を理解したうえで、何を学ばせるかを押さえること

子どもにとって「できること(わかること)は何か」また「どこからが難しいのか、何が分かっていないのか」をまず押さえることが重要です。そのうえで“できるところは子ども自身に任せて、難しい部分のほんのちょっとをチャレンジしてもらおう”これは、いわゆる「スモールステップ」の考え方ですが、この考えをもとに「支援」を行うならば、自ずと支援の量と質は適切なものになっていくはずですが、子どもの学びに結びつかない「場当たりの支援」や、本来その子どもが、できたり、わかっていたりしていることまで「支援」してしまうことがないよう、心がけていきたいものです。

(文責：熊本県立松橋東支援学校 宮本 信高)

Ⅲ

特別な教育的支援を必要とする子ども達
への支援充実のための6つのポイント



Ⅲ-1 一人一人の教育的ニーズの的確な把握と支援

クラスにこんな子はいませんか？

- 音読がたどたどしい
- 忘れ物が多い
- 指示しても動こうとしない
- 静かに授業を受けているのに学力がのびない



こうした子どもたちの中には、自分なりに頑張っているのにうまくいなくて困っている子どもがいます。周りから理解されず悩んでいる子どももいます。しかし、ちょっとした配慮や適切な支援があれば、これまでどうしてもできなかったことができるようになるかもしれません。

1 実態把握

(1) 気づきを支援へ

子どもの持てる力を最大限に引き出すためには、どんな場面ならできるのか、何があればうまくいくのか、つまずきに関係していることは何か、ということを一歩踏み込んで考えること、「アセスメント」が大切です。

例えば、音読がたどたどしい子どものつまずきの要因としては、次のようなことが考えられます。(いくつかの要因が重なっている場合もあります。)

- 視力や視野の影響により文字が読み取りにくい
- 視力に問題はないが、文字の形を正確に捉えることが難しい
- 周囲のことが気になり、文章に注意を向け続けることができない
- 記された文字や単語を音声で表すことが難しい
- 一度に多くのことを処理できない

このように、子どものつまずきの要因は様々です。つまり、つまずきを抱えている子どもに対する配慮や支援は一人一人異なります。まずは、子どもの様子を細やかに観察し、丁寧に関わっていくことで、子どもが何を求めているのか気づくことができます。これが支援の第一歩です。

(2) 実態把握の方法

子どもの実態を把握するためには、これまで子どもの成長に携わってきた様々な立場の関係者から情報を集めます。

- 保護者
- 校内の教職員（特別支援教育コーディネーター、担任、教科担任、養護教諭、学習支援員、スクールカウンセラーなど）
- 利用している関係機関の担当者
- 専門家（医師、保健師、特別支援学校の教職員など）

Ⅲ 特別な教育的支援を必要とする子ども達への支援充実のための6つのポイント

実態把握の方法には次のようなものがあります。

- 行動観察：子どもの興味関心や動機付けなどの見取り（直接的な関わりを含む）
- 聞き取り：保護者や関係機関との面談やケース会議での情報交換など
- 標準化された検査：視力・聴力検査、WISC 知能検査や新版 K 式発達検査など
- 各種記録：テスト結果やノートなどの学習記録、個別の教育支援計画や個別の指導計画、移行支援計画、実態把握シート

このうち、子どもの様子を直接見る行動観察を行う際には、次のような点に注目して観察をする必要があります。

- 声かけやスキンシップに対する反応はどうか
- 言葉の理解はどの程度か
- 教材や周囲の状況などをどのように見ているか（見えているか）
- 指示や周囲の音をどのように聞いているか（聞こえているか）
- 本人が意図的に動かせる体の部分はどこか、利き手（足）はどちらか
- 手や足をどのように動かしているか、どの部分で支えているか
- 目と手（足）をどのように協応させているか
- どのように姿勢を保持しているか
- 集中できている時間の長さや時間帯はどうか など

上記の方法で得られた子どもに関する情報は、それぞれ子どもの特定の部分の状況を示したものであり、その1点だけで子どもの実態の全体像を捉えることはできません。子どもに関する様々な情報を総合的に分析し、子どもの実態を的確に把握して適切な支援につなげていきます。

子どもの実態を的確に効率よく把握するためには、関係者間の綿密な連携と個別の教育支援計画や個別の指導計画等有効なツールの活用が必要です。個別の教育支援計画等は、関係者が連携して一貫した支援を行うために作られたツールであり、子ども一人一人の教育的ニーズを把握するためにも重要なものです。

（3）実態把握の留意点

- 子どもの弱い部分や苦手なことだけでなく、子どもが好きなことや得意なことについても情報を集め、支援に活用していきます。
- 情報を収集する際は、保護者が何度も同じことを説明しないで済むように、これまでに得ている情報は必ず確認しておきます。
- 関係者から必要な情報を収集したら、個別の教育支援計画などを活用して、これまでの情報と照らし合わせながら整理します。
- 学校で把握した子どもに関する情報は、子どもを多面的に捉えるための基礎となるものであり、障がいの診断をするものではないことに注意する必要があります。

2 発達障がいについての理解と支援

(1) 発達障がいについての理解

発達障がいには、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などがあり、それらが重なり合って現われることもあります。原因は脳機能の障がいによるもので、親のしつけや養育環境が問題ではありません。

自閉症（自閉症スペクトラム障がい）

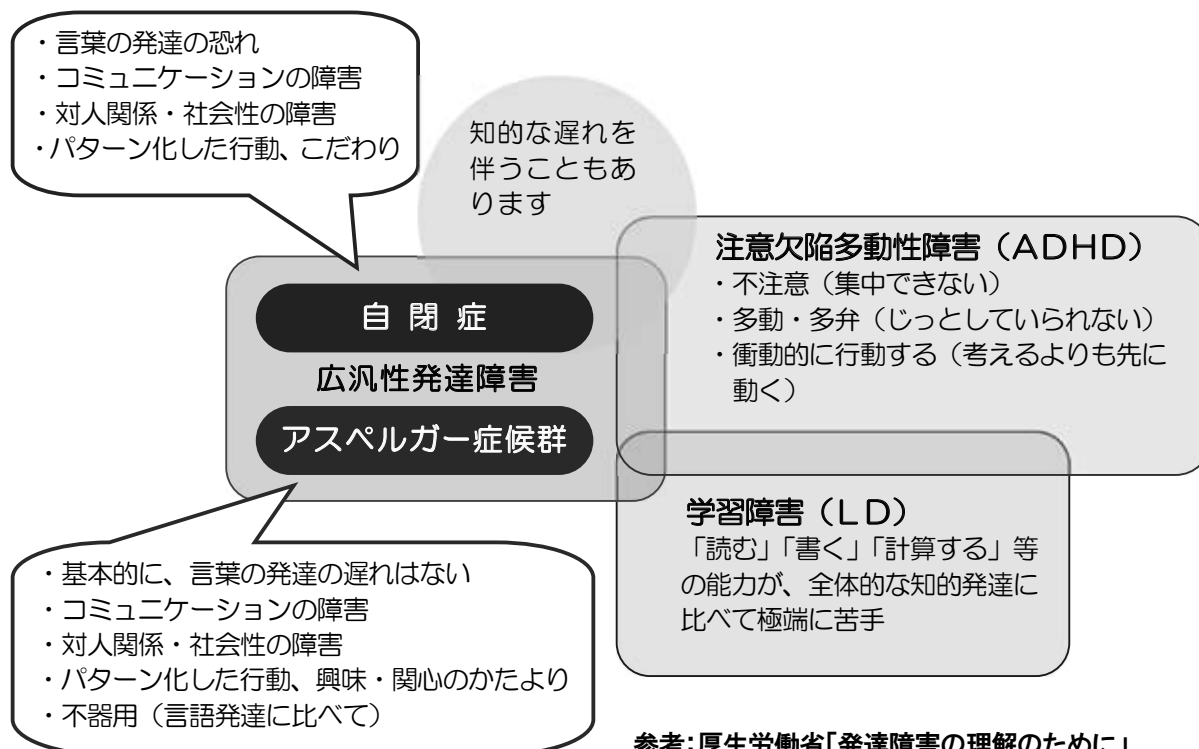
①社会性の障がい、②コミュニケーションの障がい、③反復的で常同的な興味・行動を特徴とします。このうち、アスペルガー症候群とは知的発達の遅れと言葉の発達の遅れを伴わないものを指します。

学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないものの、学習に必要な、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論することが極端に苦手です。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

身の回りの特定のものに意識を集中させることが難しく、衝動的で落ち着きのない行動により、生活や学習に支障をきたしている状態にあります。



参考：厚生労働省「発達障害の理解のために」

[図9 発達障がいの概念図]

Ⅲ 特別な教育的支援を必要とする子ども達への支援充実のための6つのポイント

発達障がいがある子どもたちの教育的ニーズは、障がいの程度や発達段階などによって大きく異なります。しかし、発達障がいの状況は表面上では捉えにくいので、子ども一人一人の学習の過程や行動の様子を細やかに観察して実態を捉える必要があります。どのように見えているか、なぜそのように考えたのか、本人に直接尋ねてみることも有効です。


また、通常の学級においては、特に周りの子どもたちに本人の悩みや特性について理解してもらうことも必要になります。本人、保護者の了承を得て、周りの子どもたちに理解を促す機会も必要ですが、担任や周りの大人たちの関わりが、子どもにとってのお手本となります。まずは、大人が適切に、真摯に関わることが大切です。

(2) 発達障がいのある子どもへの支援


指示を理解することが苦手

推測される要因	支援例
<ul style="list-style-type: none"> ○聞くべき声（音）に集中できない ○聞いた内容が難しく理解ができない ○聞いた内容をすぐに忘れてしまう 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室全体で、話が聞きやすくなる環境をつくります。 ・必要な情報を「短く・はっきり・ゆっくり」話します。 ・聞くべき声（音）を選択しやすくするために、子どもに近づいたり、視線を合わせたりして、子どもの注意を引きつけてから話すようにします。 ・複数の指示がある場合は、一つの行動が終わってから次の指示を出すようにします。 ・「あれ、それ」などの指示代名詞はできるだけ使わないようにします。 ・話した内容を本人に確認します。 ・話に関係のある図や写真などを用意して、視覚的に確認できるようにします。 ・順をおって指示内容を提示したり、手順書を渡して確認できるようにします。


話すことが苦手

推測される要因	支援例
<ul style="list-style-type: none"> ○文や文章を構成することが難しい ○記憶することが苦手 ○性格や心理的な課題がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・無理に話させようとせず、子どもが話をしやすくするため日頃から、子どもに対して正しい言葉や文脈で話かけるようにします。 ・子どもの話をじっくり聞き、話そうとしていることを適切な言葉で言い換えていきます。 ・「いつ」「だれが」「どこで」「どうした」という疑問詞を提示し、それに沿って話をするようにします。 ・指示代名詞が多いときは、いくつかの選択肢を示したり、言葉を補ったりします。 ・子どもが話した内容について、そのポイントを整理して確認します。 ・子どもが話やすいように、実物や写真などを用意します。 ・発表の際は、あらかじめ話すことを書いておきます。

読むことが苦手

推測される要因	支援例
<ul style="list-style-type: none"> ○文字の形や単語（文字の並び）を正確に捉えることが難しい ○文字を音声で表すことが難しい ○言葉の意味を理解することが難しい ○文章から場面の状況を把握することが難しい ○音読はできるが、内容が理解できていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に読むところを伝え、家庭で練習できるようにします。 ・文字の大きさや行間を調節して提示します。 ・漢字に読みがなをつけます。 ・分かち書きにします。 ・キーワードを丸で囲みます。 ・段落の関係を図で表します。 ・内容を推測できるように、関係のある絵や写真を用意します。 ・文章の主題や段落の内容を、選択肢を選んで確認します。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>

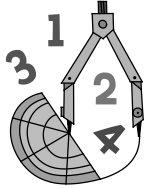
書くことが苦手

推測される要因	支援例
<ul style="list-style-type: none"> ○文字の形を正確に捉えることが難しい ○文字の形を正確に記憶しておくことが難しい ○目と手を協応させることが難しい <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛筆や消しゴムなどは、使いやすいものを用意します。 ・ノートやプリントは、マス目の大きいものや罫線のあるものを用意します。他の子でも使いたい子は使えるようにします。 ・記憶の手助けになるように、文字を練習する際には、言葉による意味づけをしたり、部分ごとに色分けをしたりします。 ・授業中は、板書を強要せず、ワークシートなどを活用します。 ・本人の特性や生活環境に応じて、デジタルカメラやタブレット端末等を活用します。

計算が苦手

推測される要因	支援例
<ul style="list-style-type: none"> ○具体物を抽象的に考えることが難しい ○記憶することが苦手 ○空間的な位置関係を把握することが苦手で、特に筆算での間違いが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体物や図を提示して、計算の意味を示します。 ・加減乗除の記号の意味を分かりやすく伝えます。 ・「～より多い（少ない）」など、計算でよく使う言葉の意味を、具体物や体の動きで理解できるようにします。 ・繰り上がった数や繰り下がった数を書いておく場所を決めておきます。 ・マス目のある用紙を使用し、問題を写したり、計算したりするときの位取りを分かりやすくします。 ・必要に応じて、計算機を使います。


算数の文章問題が苦手

推測される要因	支援例
<p>○論理的に考えることが苦手</p> <p>○問題の文章を読んで理解することが苦手</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 文章題の要点やポイントになる言葉に印をつけます。 文章題の内容を子どもの経験した場面や興味のある題材にします。 文章題の人や物の動きを図で表す練習をします。 問題の読み上げを聞いてから解き始めるようにします。 宿題や課題プリントでは、子どもができそうな課題に印をつけて問題の質や量を調整します。 「全部で」「あわせて」「残りは」など、文章題によく使われる言葉の意味と式を結びつけるように説明します。 国語の読解について支援も同時に行います。

授業中に席を離れてしまう

推測される要因	支援例
<p>○視覚的・聴覚的な刺激に影響を受けやすい</p> <p>○指示の内容を理解していない</p> <p>○今、何をすればよいかわからず不安</p> <p>○集中できる時間が短い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 座席は、刺激の影響を受けやすい窓側や廊下側を避け、できるだけ前の座席にします。 授業中は教師や黒板に集中できるように、教室前方の掲示物を後方に整理したり、カーテンをつけたりします。 全体に対する指示と合わせて個別にも指示をします。 なるべく具体的に指示をします。 授業展開をできるだけ一定にし、各活動時間を「読む」「考える」「操作する」「書く」というように区切ります。 頃合いを見てプリント配布の仕事を手伝ってもらったり、授業展開にグループ学習や聞き取り調査の活動を取り入れたりするなど、ときには立ち歩きを認めるようにします。 休み時間などに十分に体を動かして、エネルギーの発散を促します。

物忘れが多い

推測される要因	支援例
<p>○注意を持続する時間が短い</p> <p>○注意の選択に偏りがある</p> <p>○刺激の影響を受けやすい</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 本人がやりやすい方法でメモを取ること、メモを見ることを習慣づけていきます。その際、家庭と協力しながら、メモを取っているか、メモを見ているか確認します。メモにこだわる必要はありません。本人の特性や生活環境に応じて、スマートフォンのメモやボイスレコーダーの機能なども活用します。 本人が忘れないでできることも確認して参考にします。 メモをなくす、ランドセルを忘れることも想定して、どこに置くか、いつ取り出すかを習慣づけます。 指示を確認しやすくするため、子どもに近づいたり、名前を呼んだり、視線を合わせたりして注意を引きつけてから指示するようにします。クラス全体でメモを取る時間を確保すると、他の子どもも助かります。

かんしゃくを起こす

推測される要因	支援例
<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの不適切な対応による自己評価や自尊感情が低下している ○自分の感情や行動の抑制、行動の振り返りが難しい ○急な日程や場所の変更などにより、見通しを持つことができない 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの特性に配慮しながら、成功体験を積めるようにしたり、できたことを十分に褒めたりします。 ・子どもの気持ちを冷静に受け止めて落ち着くまで十分に待ち、落ち着いたら一緒に状況を整理し、どうすべきだったかを考えます。この時、子どもが大人の反応を求めていることがあるので、必要以上に厳しく叱責したり、優しくなだめたりしないようにします。 ・子どもが気持ちを落ち着かせる場所を用意しておきます。 ・飛び出しなど担任一人では対応が難しいこともあるので、学校全体で対処法について考え共通理解を図っておきます。また、よくできたことを子どもが意識していない場合もあるので、できる限りフィードバックし、十分な賞賛を与えるようにします。 ・変更になるときは、子どもにとってわかりやすい方法で伝えるようにします。また、日程や場所の変更はあることを事前に確認しておき、子どもが納得しやすいような変更への対応をしていきます。

会話が進展しない

推測される要因	支援例
<ul style="list-style-type: none"> ○相手の表情や仕草から相手の気持ちを推測することが難しい ○会話が言葉のやりとりであるというルールを理解していない ○会話の基礎的なスキルを獲得していない ○興味に偏りがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・話かける前や話題を変えるときには、一言確認する方法を教えます。 ・自分の話だけしないで、相手の意見を聞くことを教えます。 ・休み時間など時間があるときに、本人が好きな話題について一緒に話す時間をつくります。 ・周りの子どもたちと一緒に、受け答え方や相手を傷つけない断り方などを学ぶようにします。

ルールの理解が難しい

推測される要因	支援例
<ul style="list-style-type: none"> ○ルールやモラルを守ることにこだわって柔軟に対応することができない ○ゲームや試合では勝つことにこだわり、友達とのトラブルが多い ○体験や感情を言語化することが難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールを守りたいという気持ちが大切であることを他の子どもにも伝えて、本人への理解を深めます。 ・ルールを守れない場合は、その原因を考え、繰り返さないようにすることが大事なことを伝えます。 ・ルールを守れない場合も想定して、どう対応すればよいのか優先順位をつけておきます。 ・ゲームや試合には勝ち負けがあることを事前に確認しておくとともに、負けた時にどう対応すればよいかも確認しとけおきます。 ・パニックになった場合は、その前後の状況を把握しておくとともに、ルールの理解について家庭と連携を図っておきます。

過敏性がある

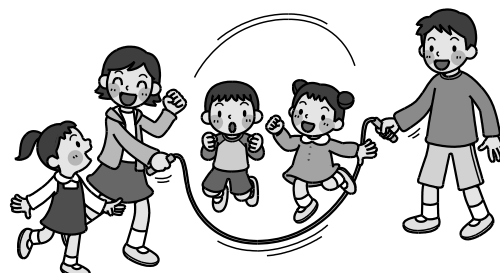
推測される要因	支援例
<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚、触覚、味覚などの感覚が過敏で、感覚刺激に耐えられずに、その場を離れることがある ○自分の感じていることを言葉で表現することが難しい ○自分の感じていることを、他者に伝えたいという気持ちが乏しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの様子を丁寧に観察して過敏性を理解し、必要以上に無理をさせないようにします。 ・できる範囲で刺激を除去すると同時に、将来の生活を見据えながら、少しずつ刺激に慣れるようにします。必要に応じて独自の対処方法（イヤーマフなど）を考えます。 ・感覚の過敏さからくる辛さについては、「大きな声、いや」と自分が感じていることを言えるようにし、やがて自ら対処することができるようにします。

(3) 二次障がいについて

発達障がいがある子どもたちは、障がいの状況が周囲に理解されにくく、「自分勝手」「変わった人」と誤解され、敬遠されたり、叱責されたりすることがあります。適切な支援が受けられず、こうした不適切な対応が続くことで、「自分はダメだ」「やっても無理だ」と思い込み、本人の自己肯定感が失われ、元々抱えている障がいとは別の問題が生じます。

二次障がいの現れ方

- ひきこもり・不登校
- 暴力行為・非行・怠学
- 不安障がい・対人恐怖症
- 多動や学力不振 など



二次障がいへの対応

- 元々抱えている障がいの特性を理解し適切に支援することで、子どもは学びやすく、生活しやすくなるはずです。二次障がいの状況を改善することの第一歩は子どもの実態を的確に把握することです。
- 子どもの存在そのものを認め、成長を子どもとともに喜びます。子どもとの信頼関係を築きます。
- 子どもが自分の成長を実感できるように、どう変わったかを子どもにわかりやすく伝えます。
- スモールステップで成功体験を増やし、自信をつけられるようにします。



「よりよい支援のためのチェックシートの活用」

本校では、児童一人一人の状況把握を進めるにあたって、下に示すようなチェックシートを作成しました。設定した観点項目にそって、児童の不安や困り等の状況について学級担任に記入してもらうようにしました（6月、2月実施）。併せて、専科や養護教諭、サポートティーチャーなど、児童とかかわりのある職員からも情報を収集していきま

児童の状況把握のためのチェックシート ()年()組 記入者() 月 日記入

先生方が日頃の授業や生活等とおして、感じておられる児童の不安や困りについて、該当する項目に○をつけてください。 *不安や困り：学校生活の中でみられる児童のもつ弱さや困難さ	児童の不安や困り等																		
	学習面				生活面				運動面		その他								
児童氏名	注意の散漫性や持続の困難さ	文字の読み書きの困難さ	内容理解の弱さ(聞く・文章)	整理して話すことの苦しさ	教科間のアンバランスさ	学力の全体的な落ち込み	忘れ物の多さ	場に不適切な発言や多弁	待つこと・予定の変更が苦手	他者とのやりとりの不自然さ	感情のコントロールの弱さ	他者の感情理解の苦しさ	興味の偏り・こだわり	一定の姿勢保持の困難さ	全身運動のぎこちなさ	手先の不器用さ	感覚の特異性・チックなど	登校しぶり・不登校傾向	反社会的行動の繰り返し
1																			
2																			

また、下のようなシートを作成して、特別な教育的ニーズをもつ児童の状況と、それに対して行ってきた指導・支援について学級担任に記録してもらうようにしました（2・3月実施）。

◇児童の状況把握シート 記入者()

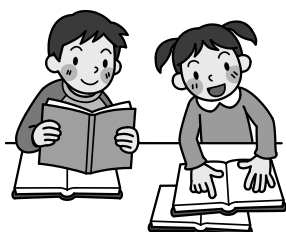
目的：不安や困り等をもつ児童の状況を把握し、必要な指導・支援の工夫の手がかりとする。(また、次年度への引継ぎの一資料とする。)

年 組	観点項目						児童の状況及びこれまでの指導・支援について (なお、下の①②・③は観察項目の列です)
氏 名	①学習	②学習意欲	③語彙・文法	④情緒・健康	⑤生活・行動	⑥その他	①学習の達成成就度が低い。学習の基礎的能力に著しい困難がある。注意・集中の持続が困難である。 ②その場の状況や相手の気持ち、暗黙の了解が理解できない。遊びなどのルールの理解ができない。 ③相手の話が理解できなかったり、かみ合っていないかたりする。構音に誤りがみられる。 ④気持ちや行動を適切にコントロールできない(イライラ、我慢できない)。配慮を要する病気等がある。 ⑤離席やそわそわがみられる。極端なこだわりがみられる。著しい感覚の過敏さ、または鈍感さがみられる。 ⑥不登校あるいはその傾向がある。

効果的であると考えられる指導・支援について職員間で共有化を図り、次年度への引継ぎ資料としました。

なお、上記で示したチェックシートや状況把握シートで得られた情報は、よりよい指導・支援を行っていただくために大切なものであり、個別の指導計画の作成に活用したり、校内委員会やケース会議を開催する際の一つの情報として提供したりしました。

(文責：山鹿市立大道小学校 安武 和幸)



*本ページの「チェックシート」等はIV「巻末資料」に掲載



Ⅲ-2 保護者・関係機関との連携

特別な支援を必要とする子どもを教育するうえで、子どもの関わる関係機関と情報を共有することは大変重要です。子どもの良き成長を願い、子どもに関する情報を有効活用できるようにしたいものです。

1 保護者との連携

特別な支援が必要と考えられる子どもについては、学校だけで取組を進めるのではなく、保護者の理解が得られるよう慎重に説明を行い、必要な支援について、保護者と連携を図りながら検討する必要があります。保護者は家庭での支援者であり、子どもの実態によっては医療的な対応等が有効な場合もあるため、保護者との連携は重要です。

しかしながら、乳幼児期の頃から様々な問題に直面し子育ての悩みを抱えてきた保護者も多く、家族を含めた保護者への支援が必要な場合や保護者から特別な支援の実施について納得や了解が得られない場合など、様々なケースが出てきます。

そのような保護者の置かれた状況や心情を察して、以下のようなことに配慮しながら連携を取っていきましょう。

ア 基本は「保護者との信頼関係を築く」こと

日ごろから連絡を取り合い、保護者との信頼関係を築き、学校と家庭が一緒になって子どもを育てていくという姿勢を大切にします。子どもの発達や学習について共通理解を図ることが必要です。学校での子どもの様子について、課題や短所だけではなく、長所や努力していること、今後の見通しなども併せて説明するようにしましょう。

また、子どもの状態が家庭の養育やしつけのせいではないことを伝え、保護者の心理的な負担を軽減するとともに、「障がい」という言葉を安易に使用しないようにします。

イ 保護者の話をしっかり聞く

特別な支援が必要な子どもについては、保護者自身が不安や悩みを抱えている場合が多いので、いきなり担任が学校での問題点を話すのではなく、保護者の子育ての様子や悩みなどを聞きましょう。

ウ 保護者の気持ちを受け止める

保護者が抱える悩み、苦労、願いなど様々な思いを、時間をかけてじっくり聞き取り、保護者の心情や心の揺れを理解した上で慎重に対応します。

子どもの状態を受け入れることが難しい保護者は、精神的にも不

Ⅲ 特別な教育的支援を必要とする子ども達への支援充実のための6つのポイント

安定になりがちです。場合によっては、依存や反発、混乱する時もありますが、いつも保護者に寄り添う姿勢で粘り強く対応することが大切です。

エ 気になる行動面、学習面の具体的な記録（場面、頻度、内容等）をとり、状況を見て、保護者に提供する

できないことを伝えるのではなく、子どもがどんな困難さをもって生活しているのか、生活のしにくさについて伝えるようにします。子どものどんな困難さを改善しようとするのか、指導者がどんな意図をもってどんな対応をしているかを伝えます。保護者に対して子どもの可能性を最大限伸ばさせるための対応の在り方を具体的に示し、将来の子ども像を保護者とともにイメージできるようにします。

オ 学校が組織的に援助（チーム援助）を行うことで、保護者の心情、悩みを受け入れられる体制を整える

担任だけで、保護者の心情や悩みを受け入れることは、大変難しいことです。学校が情報を共有し、保護者の伴走者として組織的に対応することが大切です。

カ 外部の関係機関と連携することで、学校の対応に客観性をもたせる

子どもの状態を受け入れることが難しい保護者は、学校だけの対応では、担任、学校、障がいなどへの抵抗感や不安感を払拭できない場合もあります。そんな時には、特別支援学校への相談など、専門機関を活用するとよいでしょう。保護者の視野が広がり、子どもに対する客観的な視点を持てたり、心が安定して学校関係者との関係も改善されたりして、信頼関係が生まれることも多くあります。

キ 保護者に理解と協力をお願いする

学校が、現時点で実施可能な指導体制や指導方法について丁寧に説明し、保護者の理解を得るようにします。学校で取り組む内容で、家庭や地域の協力が必要な内容があれば協力を依頼します。

なお、学校や家庭の支援だけで対応が困難な場合は、専門機関での検査や相談も視野に入れて話し合うようにします。

2 移行支援における連携

特別な支援が必要な子どもの自立と社会参加のためには一貫した支援が必要であり、就学や進学等の移行期に現在の支援内容を引き継ぐことが大変重要です。そのためには、個別の教育支援計画を作成する時点で保護者の参画を得るとともに、子どもにとって支援内容を引き継ぐことの重要性を保護者に説明し、理解を得ることが重要です。また移行期は、本人のみならず保護者の不安が増したり気持ちが揺れ動いたりする時期です。進学先等の情報について保護者に十分提供する

とともに、可能な限り体験入学等を行い、本人や保護者の不安を取り除くようにしましょう。

3 関係機関との連携

障がいのある子どもの成長を支えるうえで、学校と医療・福祉・労働等の関係機関が連携を図ることの重要性はこれまでも述べてきたとおりです。校長や特別支援教育コーディネーターを通じて関係機関と積極的に連携し、それぞれの機関の役割と特性を生かしつつ、より適切な支援を実施していくようにします。

連携の最初の段階で、どのような機関に相談したらよいかわからないときなどは、地域の特別支援学校に相談してください。



支援の宝箱③
保護者との連携

「保護者と『一緒』懸命に」

朝まで仕事をして、寝ないまま子どもさんを学校に送って来られ、控え室で仮眠をとられていたお父さん。家族の誰もが送迎できるようにと、登校初日に家族全員で子どもさんを送って来られたご家族。子どもを欠席させたくないと、ほんの1時間でも都合を付けて送迎されたお母さん。

私たち教師が子どもたちと出会うとき、必ずその保護者との「出会い」があります。同じ「出会い」なのに、子どもたちとの「出会い」にはわくわくして何の躊躇もない私たちですが、その保護者となると、わくわくよりドキドキの方が大きくなりがちです。なぜなら、保護者とうまく連携が図れるかどうかで、子どもたちへの教育効果が左右されることを知っているからです。教師も保護者も子どものよりよい姿・成長を願い、子どもへの関わり方や指導方法等を考えるのですが、目指すものが違ったり、目指すものは同じでも方法が違ったりして関係がぎくしゃくすることがあります。理不尽に感じることもあるかもしれません。しかし、忘れてはいけないことはどの保護者も子どものために、「一生」懸命だということです。保護者は日々悩みながら、子どものために自分の時間の多くを割いていらっしやいます。中には子どもより1日でも長生きしたいとおっしゃる方もいます。それに比べると、私たち教師が子どもたちに直接関わるのは子どもの一生のほんの一部分です。しかしその一時一時が子どもの成長に大きく影響を与えます。だからこそ、短期間でも「一所」懸命にそのときにできる精一杯の指導支援をする責務があると思います。子どもに対して熱心に指導支援を行い、子どもがより良く変われば保護者は必ず教師を信頼してくれます。そして、保護者の思いを真摯に受け止め、しっかりタッグを組んで「一緒」懸命に子どもの成長を支えたいのです。さらには、関係機関との連携を図り、協力者や理解者を増やし、少しでも多くのサポーターで子どもと保護者を「一緒」に支えたい。みんなで「一緒」懸命になれば、保護者の心的不安も軽減され、子どもの確かな成長と豊かな生活に繋がるのではないかと考えます。

保護者への対応で心がけたいこと

- さわやかなあいさつと笑顔で保護者を迎える。話題も豊富に、保護者が心安く話せるようにしましょう。
- 約束は必ず守る。うそやごまかしは御法度です。
- 一方的に非難しない。保護者にもそれなりの理由があります。
- 要望・要求には即答しない。困難な事案ほど早めに関係者と相談する。そして、できるだけ早く回答するようにしましょう。困難な事案ほど、最初の対応が大事です。
- 情報は関係者で共有する。対応が必要な場合は関係者で協議し、誰もが同じように対応できるようにします。対応が異なると保護者が不安に思い、教師や学校に対する信頼を失います。



社会人として誠実に対応しましょう。カウンセリングマインドを忘れず、共感の気持ちを大事にしてください。

(文責：熊本県立松橋東支援学校 市原 留美子)

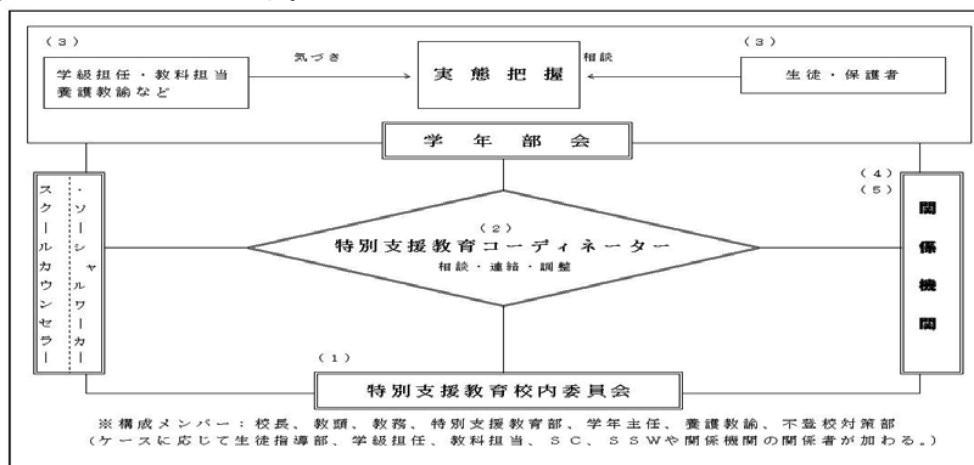
**支援の宝箱④
関係機関との連携**

「関係機関と連携した児童生徒への支援」

山鹿市の小中学校では、特別支援学校、医療、福祉等の関係機関と積極的に連携しています。その際に心がけていることは以下のとおりです。

- (1) 校内委員会で関係機関との連携の必要性を検討し、児童生徒の実態を踏まえた上でどの時期に、どの機関に、誰が窓口となって連携するかを決める。
- (2) 学校組織として連携する。担当者が変わっても連携に支障がないようにする。
- (3) 保護者の理解や同意を得た上で連携する。特に医療機関との連携では、家庭での様子とともに学校での様子を伝えるための申し送り書を保護者とともに作成し、事前に情報を関係機関に提供することで、相談の時間が有効に使えるようにする。
- (4) 来校してもらい相談するか、関係機関に出向いて相談するかを、様々な状況によって決める。
- (5) 必要に応じて主治医や心理士等専門的見地から意見や情報を得るとともに、学校生活における配慮や助言を受け、協働意識を持って教育に生かしていく。

児童生徒を支援する地域の専門機関を把握し、それぞれの役割を理解した上で、しっかり連携を図っていきましょう。



【実践例：医療機関との連携の場合】

- ① 児童や生徒の実態を学年部が把握し、コーディネーターに相談、報告する。
- ② 本人や保護者の思いやニーズをしっかりと確認した上で、校内委員会で検討する。
- ③ 校内委員会やケース会議で、連携する関係機関を決め、保護者に提案する。
- ④ 医療機関の予約は保護者が行う。
- ⑤ 受診の日時が決まったら、それまでに担任が学校生活の様子や受診の理由を書いた申し送り書（IV巻末資料掲載）を、保護者とともに作成する。
- ⑥ 診察の際、申し送り書とフェイスシートや個別の支援計画、指導計画等を保護者が担当医に直接渡す。
- ⑦ 保護者の同意を得て、コーディネーターが直接医療機関と連絡をとり、必要に応じて診察に同席し、学校生活における配慮や助言を受ける。
- ⑧ 担当医や心理士等とのケース会議を開き、医療機関との連携を深める。

（文責：山鹿市立鹿北中学校 今本 みゆき）

「『就職へ向けた』支援」

本校では、卒業時の就職へ向けて、生徒・保護者の「困った」を「できた・うまくいった」に変えるために、校内外での連携・支援態勢の充実を図っています。

例えば、生徒のこんなこと、気になりませんか？

○宿題が期限内に提出されないことが多い ○ノートの書き取りが遅い など

1 困っていることに“気付く”

(1) 実態の把握

- 授業の様子・学校生活の様子(職員室での話題・特別支援教育委員会(週1回実施)・生徒理解研修(学期1回)の実施)
- 生徒面談(授業・部活動・クラスの友人関係・休み時間の過ごし方等)や保護者からの聞き取り(家庭での生活・話題・余暇の過ごし方・自分の部屋の整理等)

(2) 支援策の検討

- 困っている場面・支援の手立て「こうしたらうまくいった」を関係する教員で共有
“気付きメモ”による日常的な情報交換
→ 支援や指導に活用し、保護者にもお伝えすることで「できる・うまくいく」可能性を実感していただく



2 困っていることを解消するために“連携する”

【発達障害者支援センター】の活用

- 学級担任や特別支援教育コーディネーター、保護者と学校生活の様子を情報交換
- 授業や学校生活の様子を見学
臨床心理士等の専門家からみて「困っていること」を具体化し、「できる・うまくいく」方法を提案いただく → 支援の方策を教職員と保護者で共有
- 困っていることや特性に応じて、必要があれば“医療機関受診”や“手帳取得”へ向けた提案・アドバイスをいただく → 就職や卒業後の支援も見据えて

★ 就職も見据えた具体的支援へつなげる

- “メモのとり方を掴むためのオリジナル様式”を作成 → 学校・家庭で記入確認
＝自分でメモをとり、一緒に確認し、整理することで宿題の提出率が向上!
- 書き写す時は1行ずつ定規をあてながら書く → 書くスピードがUP
＝授業ノートやプリントがきちんと書けることで、自宅学習ができるように!

3 就職していくために“連携する”

上記のことを踏まえて、進路指導主事と希望する職種や採用形態に関する面談を実施したり、「障害者職業センター」において職業適性検査を実施し、生徒本人がやりがいを持って働き続けることができるかどうかを見極めるため「ハローワーク」の協力の下、職場見学・実習(数日～1週間)を実施したりします。

これらの支援には、数ヶ月の期間を要します。生徒・保護者の「困った」をこまめに支援しながら、保護者への丁寧な説明・早期の信頼関係構築を目指しています。

(文責：熊本県立高森高等学校 藤野 弘明)

*気づきメモ等はIV巻末資料掲載

Ⅲ-3 校内支援体制の充実

「うちのクラスに発達障がいの診断を受けた子どもがいるので、巡回相談をお願いしたいのですが。」このようなお話をよく聞きます。支援が必要な児童生徒が自分の受け持つクラスにいる場合、できるだけ早く専門家に相談をしたいのはよく分かります。しかし、その前に、担任として、学校として、できることがあります。そのためどのような支援体制を整備すればいいのでしょうか。

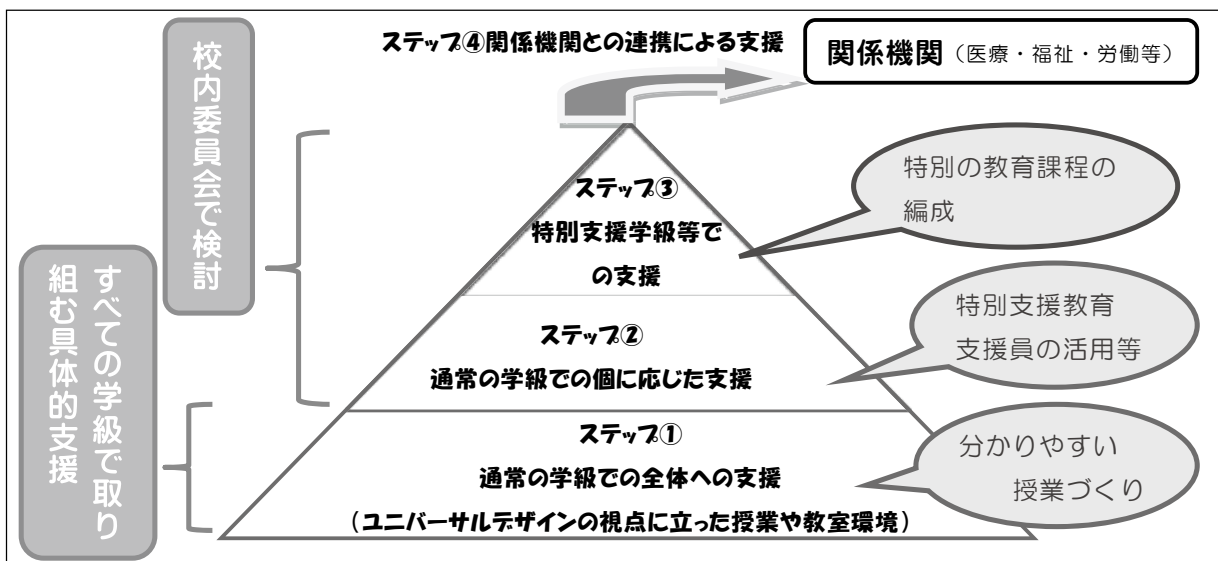
1 組織しての支援

「組織として支援する」ということは、担任が児童生徒の支援で困ったときに、担任だけで悩みを抱え込むことなく、校内で相談したり、支援を検討したりする学校の体制が整備されているということです。

県において整備されている「段階的な支援体制」と同様、各学校においても校内の段階的支援体制を構築することが有効です。

2 校内における4つの段階

校内における支援体制はおおよそ次の4つの段階を踏むことが考えられます。



[図 10 校内支援体制の4つの段階]

(1) ステップ①「通常学級での全体への支援」

通常の学級には、診断のあるなしに関わらず発達障がい等の特性のある児童生徒と一緒に学んでいることが考えられます。この段階では、支援が必要な児童生徒はもちろん、すべての児童生徒を対象として分かりやすい授業づくり・環境づくりを実施することが効果的です。

取組としては、ユニバーサルデザインの視点に立った授業等を具体的にどのように進めるのか、校内で共通理解を図った上で共通実践を進めていきましょう。

(2) ステップ②「通常の学級での個に応じた支援」

担任による一斉指導だけでは支援が難しい児童生徒に対して、校内委員会等を開催して事例検討を行い、対象となる児童生徒の個に応じた支援の在り方について検討します。保護者にも児童生徒の様子を丁寧に伝え、児童生徒の持てる力を発揮しやすいよう、学校と家庭で共通理解のもと、一貫性のある支援を進めていきます。

取組としては、マス目の大きい原稿用紙や手順書など児童生徒のニーズに応じた教材教具の提供、T Tや小グループなどの学習形態の工夫、特別支援教育支援員が配置されている場合はその活用を検討したりします。

また、この段階からは、個別の教育支援計画・個別の指導計画等の作成を進め、組織的かつ計画的な支援を進めていきましょう。

(3) ステップ③「特別支援学級等での支援」

ステップ②の「通常の学級での個に応じた支援」では十分な教育的効果が得られない場合に、特別支援学級等での個別の支援を検討することになります。

小中学校では、保護者の意向を踏まえ、市町村教育委員会の教育支援委員会での協議を経て、より専門的な指導を行う特別支援学級に入級したり、通級による指導を利用したりすることになります。

高等学校の場合は、現行制度上特別な教育課程の編制ができないため、T Tや習熟度別学習を取り入れるなど、より個に応じた指導形態を工夫するとともに、個別の学習目標を明確にするなどの対応が考えられます。

なお、児童生徒の実態に応じて、通常の学級担任と連携を図り、交流及び共同学習を計画的に進めることが重要です。

(4) ステップ④「関係機関との連携による支援」

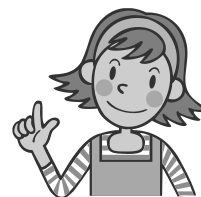
校内での取組だけでは十分な支援効果があげられない場合は、医療、福祉、労働などの外部の専門家と連携を図りながら支援を実施することを検討します。

取組としては、巡回相談の依頼、地域療育センターとの連携、対象の児童生徒が関わっている医療機関や療育機関との連携などがあげられます。また、高等学校段階では、就労や卒業後の窓口を紹介する意味で、ハローワークや障がい者就労・生活支援センター、熊本県障害者職業センター、若者サポートステーションなどとの連携も併せて考えておくことが必要でしょう。

外部の関係機関と連携を図る場合は、保護者の理解・協力がなくてはなりません。特に、高校卒業後の進路については、早い段階から十分な情報提供に努め、教育相談・進路相談による本人・保護者との共通理解を図るとともに、関係機関につなぐことが必要です。

学校の規模や実情等によって異なりますが、大切なのは、直接の支援者である担任等を孤立させないことです。そのためにも、校内における体制づくりは欠かせません。

また、今ある組織を活用することも大切です。学年会や教科部会などが組織されていることが多いと思いますので、そうした場で支援の必要な児童生徒のケース検討を実施するようにしましょう。



3 校内支援体制を機能させるために

校内支援体制を機能させるためには、次の3項目が大切です。

(1) 職員の理解啓発

何より、支援者となる教職員が、障がい特性や特別支援教育について理解することが大切です。発達障がいのある児童生徒は、視覚障がいや身体に障がいがあるなど目に見える障がいに比べ、本人の困難な状況が周囲に分かりにくい場合があります。また、おとなしく授業を受けていることから、授業者が本人の理解や困りの状況に気づきにくい場合があります。そのため、誤った対応をすることで、不登校や引きこもりなどの二次障がいを引き起こすこともあります。年間計画に特別支援教育の研修を位置づけ、計画的に実施すると共に、校外での研修等にも積極的に参加して、理解を深めましょう。

(2) 職員間の共通理解

障がいのある児童生徒に接する際に大切なのは、すべての職員が同じ態度で接するということです。そのためには、対象となる児童生徒の実態、現状の取組内容、今後の方針等について、共通理解を図っておく必要があります。

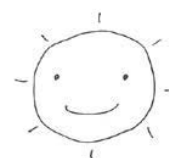
共通理解の図り方としては、個別の教育支援計画等を活用して共通理解を図る方法や「児童生徒理解研修」などを通じて生徒の情報を共通理解する方法などがあります。学校の実状を考慮して共通理解の仕方を工夫しましょう。

職員全員が自校の支援体制を十分理解し、担任の有無に関わらず、支援策を活発に協議し合えるようにすることが重要です。

(3) 校内支援窓口の周知

特別支援教育に限らず、指導・支援を進める際には保護者の気持ちを受けとめ、受容と共感を大切にしながら、相手との信頼関係を築けるように配慮することが必要です。これがなければ、伝えたいことも伝わりません。そのためには、保護者に対する校内支援の窓口の周知を図ることが重要です。PTA総会や学級懇談会、広報誌などを通じて窓口の周知を図りましょう。

日頃から、児童生徒や保護者の思いに寄り添った教育相談や支援を実施することの積み重ねが、お互いの信頼関係も築いていくことができます。一つ一つの事例に丁寧に対応することを心懸け、保護者の伴走者という姿勢で接していきましょう。



支援の宝箱⑥
校内支援体制の充実

「校内支援体制構築のポイントとは？」

校内における支援体制において、学校経営案に校内委員会等の組織図はあるものの、実際にどのように機能させていけばよいか、悩んでいる学校も少なからずあるかもしれません。では、具体的にどのような配慮や工夫が必要なののでしょうか？

ここでは、そのポイントの一例を紹介します。

ポイント1：時間や場の確保を明確にする

まず、時間や場の確保を明確に、校内の行事予定に位置づけることから始めましょう。例えば、毎週火曜日に学年会、毎月第1金曜日に校内委員会を開催するなど定例化するとともに、緊急の場合は臨時に開催することを、年度当初の職員会議で共通理解を図りましょう。

ポイント2：組織を連動させる

次に学年会や校内委員会等の組織が密接に連動し機能する必要があります。そのためには、特別支援教育コーディネーターが中心となり、学年会等で検討し合った内容を集約します。校内委員会では、その資料をもとに各学年の状況を十分に踏まえた上で、どのような支援体制を進めるか検討しましょう。



ポイント3：校内資源を有効に活用する

実際に支援を進めたくても、校内の実情によって、できることと、できないことがあります。特別支援教育支援員や担任外の職員の活用をはじめ、支援が必要な事例の状況を勘案するとともに、緊急を要する事例など優先順位を決め、今、自校で可能な最善の支援体制を進めていきましょう。また、校内資源に限界がある場合は、管理職を通して学校の取組の現状を、当該教育委員会に丁寧に伝えていくことも考えられます。

ポイント4：支援体制を明確にする

すでに、多くの学校で特別支援教育コーディネーターが中心となって、毎週の校内支援体制計画（いつ、だれが、どこで、どの子を支援する等）を作成されていることと思います。それらの計画を全職員に配付するとともに、定例の校内研修や職員会議等の一部に時間を設け、支援体制について情報の共有化を図り、一貫性のある支援を進めていきましょう。

ポイント5：主体的に支援を検討する

関係機関と連携を図る際には、助言等をもとに学校が主体的に支援を進めていくことが大切です。その支援結果を関係機関に伝えたり、再度助言等を受けたり繰り返すことで、支援体制がより充実するとともに、学校自体の専門性も高まっていきます。また、校内研修で互いの実践例を報告し合うことも、支援を必要とする子どもたちへの理解を深める大変貴重な機会となります。

（文責：合志市立西合志東小学校 松原 弘治）

Ⅲ-4 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ

支援の必要な児童生徒が学校に入学してきたとき、「以前はどのような学習や支援をしていたのか知りたい。」とのお話を聞くことがあります。また、保護者からは「学年が変わり、担任の先生が変わるたびに我が子のことを最初から話さなくてはならない。」というお話も聞きます。

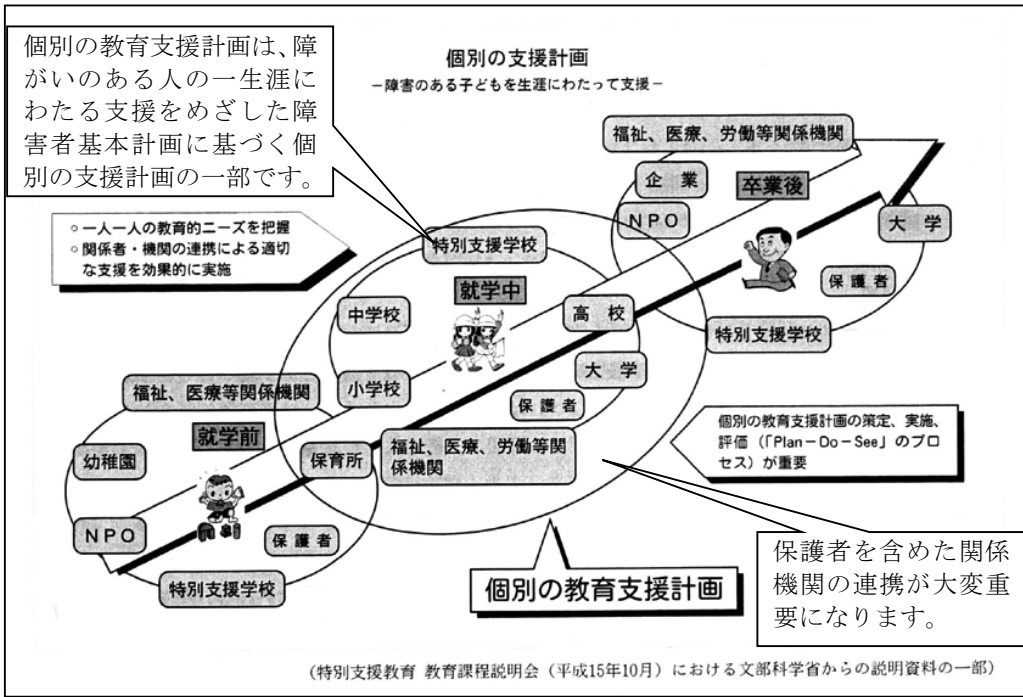
ここでは、このような場合の連携をスムーズに行うためのツールである個別の教育支援計画と個別の指導計画についてお話します。

1 個別の教育支援計画・個別の指導計画の意義

(1) 個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」は、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、適切に対応していくという考えの下、就学前から学校卒業後までを通じて一貫して適切な教育的支援を行うことを目的としています。

また、支援に当たっては、教育のみならず、福祉、医療、労働等関係機関の連携が必要であり、関係機関が密接な連携協力をするために作成されます。



[図 11 生涯にわたった支援のイメージ図]

(2) 作成の意義

障がいのある児童生徒が地域で生活し、自立して社会参加していくためには、その児童生徒にかかわる多くの関係者や機関によって、生涯にわたる一貫した支援を進めていくことが必要です。「個別の教育支援計画」は、「引継ぎがなかったから作成しない。」「作成しなくても共通理解が図られている。」というものではなく、児童生徒を取り巻く様々な関係機関が連携し、具体的に支援していくためのツールです。「個別の教育支援計画」を作成することは、学校が中心となって保護者、関係機関とともに支援の方向や目標等について共通理解を図りながら役割分担をし、一貫した適切な支援ができる体制をつくるということです。

通常の学級に在籍する児童生徒においても、教師が児童生徒の抱えている困難に着目し、実態を十分に捉えた上で、学校内だけでなく地域や関係機関との連携を図りながら支援をしていくことで、対象児童生徒の自立や社会参加の道を開く可能性が広がります。

(3) 個別の指導計画

「個別の指導計画」は教育課程を具体化し、一人一人の教育的ニーズに対応して指導の方法や内容を明確にするもので、きめ細やかな指導を行うための計画です。障がいの状態や発達段階に応じて適切な指導が行えるよう、個々の指導の方法や内容を盛り込んで作成します。この指導計画を作成、活用、評価等を繰り返すことで、障がいのある児童生徒の「学びの履歴」を残すことができ、学校での切れ目のない支援を確実にしていくことができます。

2つの計画の内容を比較すると下の表のようになります。

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
目的	特別な支援を必要とする児童生徒の関係者が連携し、長期的な視点で就学前から学校卒業後まで一貫した支援を行うためのトータルな計画	特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して1年間に行う具体的できめ細やかな指導や支援を行うための計画
内容	①児童生徒等のプロフィール ②合理的配慮 ③卒業後の進路希望 ④目標 ⑤具体的な指導 ⑥支援者・連携機関 ⑦評価 *毎年修正し、3(2)年で更新	①児童生徒等の氏名等 ②長期(年間)目標 ③短期(学期)目標 ④指導場面と具体的な手立て ⑤結果 ⑥評価 *每学期修正し、1年で更新
参画者	学校関係者、保護者、福祉、医療、労働等の関係機関等の関係者	学校関係者、保護者

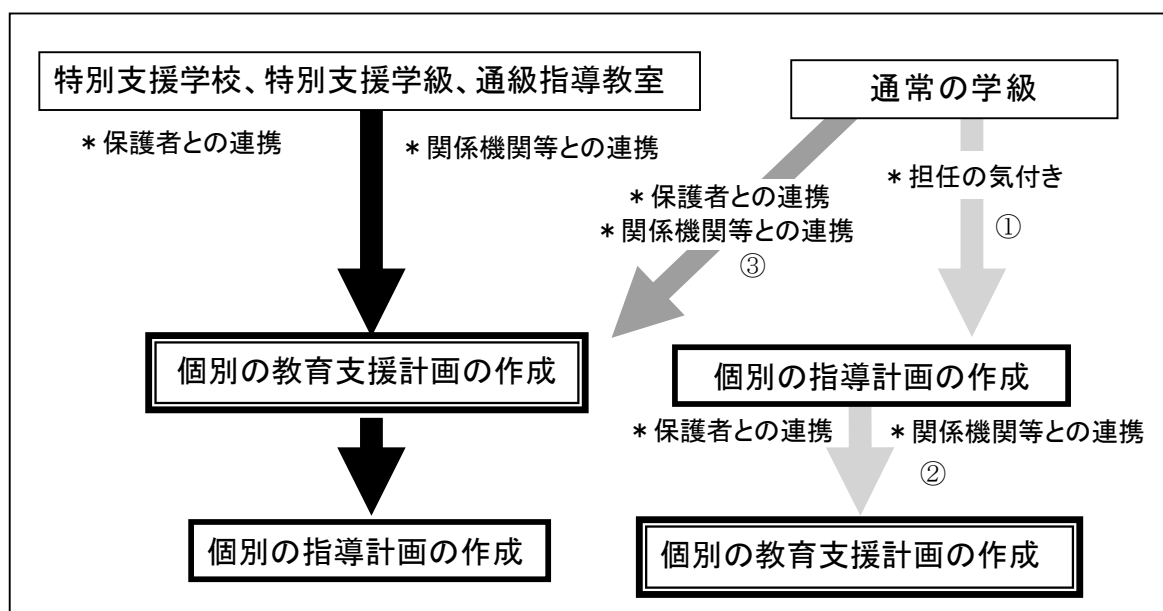
[表4 個別の教育支援計画と個別の指導計画の比較]

2 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成

(1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成の流れ

一般的には図12の、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室で作成するように「個別の教育支援計画」から作成し、次に学校での支援内容を「個別の指導計画」へ具体的にまとめていきます。

しかし、通常の学級の場合は、担任（学校）の気付きから支援を始めることもあります（図中①）。その場合は、「個別の指導計画」から取りかかります。その後、保護者や関係機関との連携が進んでくれば、「個別の教育支援計画」を作成します（図中②）。通常の学級でも、すでに保護者や関係機関との連携が図られていれば、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室と同じように「個別の教育支援計画」から作成を進めていくことは可能です（図中③）。



[図12 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成の流れ]

(2) 「個別の教育支援計画」作成の流れ

本誌改訂に伴い、対象となる児童生徒の障がいの特性や現在の状況を表記した「特別支援教育フェイスシート」と対象となる児童生徒への支援者の関わりや長期目標等を表記していた「個別の教育支援計画」を一つにまとめ、新しく「個別の教育支援計画」として整理しました。

ア 情報の共有と学校内での体制整備

個別の教育支援計画の作成に当たっては、学級担任一人の目ではなく、教科担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等複数の目で児童生徒の様子をとらえ、情報を共有することが大切です。また、引継ぎ内容や、本人や保護者からの申し出も含め、児童生徒にかかわる様々な情報を活かすことのできる体制を積極的につくっていくことも大切です。

イ 保護者との連携

「個別の教育支援計画」の作成は、児童生徒本人と保護者との共通理解、了

Ⅲ 特別な教育的支援を必要とする子ども達への支援充実のための6つのポイント

解のもとに行います。そのため、学校において、特別な支援が必要と判断したときには、本人と保護者に支援の重要性をどう伝え理解してもらうかが大きなポイントになります。

特に、「困っている児童生徒の立場に立って考える」という視点で支援を進めていくことが大切です。保護者と話し合い、情報を共有する中で、互いに「困っている児童生徒が困らずに学習や生活ができるようにするため、どんな支援が必要か（できるか）」について考えていくようにします。

ウ 「個別の教育支援計画」の作成

(ア) 担任、特別支援教育コーディネーターによる検討

担任は、まず児童生徒の実態、教育的ニーズを把握します。また保護者の意向にも配慮しつつ、生育歴や医療機関への受診歴等、さらに、対象の児童生徒にかかわる諸機関などの基礎となる情報収集を行います。そして、保護者の参画を得て「個別の教育支援計画」の原案を作成します。特別支援教育コーディネーターは、必要に応じて担任への作成の助言を行います。

(イ) 校内委員会での検討

校内委員会は、担任が作成した「個別の教育支援計画」の原案を検討し、学校全体で組織的な指導及び支援が行われるようにする機能を持っています。関係者の共通理解を図りながら、「個別の教育支援計画」の検討を行い、この時点での計画を仕上げます。

(ウ) 関係機関との連携

担任はもちろん、学校だけでは対応が難しいケースもありますので、必要に応じて、地域のセンター的機能を果たす特別支援学校をはじめ、関係機関と連携を図ることが重要です。その際、特に大切なことは、普段から校内委員会等で、主体的に支援の検討を行っていることです。児童生徒等のニーズを十分把握し、学校で可能な限りの支援を試み、更に残った課題に対し関係機関に助言を求め、校内での支援に生かしていきます。また、その結果を必ず助言を受けた関係機関に伝え、必要に応じて再び助言を求めるなどして、連携を積み重ねていきます。そうすることで、校内での支援体制の充実が図られ、同じようなケースの場合、校内での対応が可能になっていきます。なお、連携を実際に進める際には、地域にどのような関係機関があり、どのような連携が可能なのか、事前に情報を整理しておくことも、役立ちます。

例えば、校内委員会や学年会での気づきや出し合った対応をまとめるなど、無理のない作成から始めてもよいですね。

場合によっては、様々な状況で「個別の教育支援計画」の作成が難しい場合もあります。その際は児童生徒の困っている状況を整理し、改善していくために「個別の指導計画」から作成してみましょう。しかし、児童生徒に寄り添い一緒に成長を見守りながら育てるには、学校、保護者、関係機関が連携を取り合い、支援を行う必要があります。学校のみ計画に終わらせず、少しずつ保護者の気持ちに寄り添いながら支援を進めていきましょう。

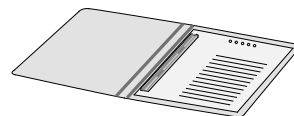
「学校総体、保護者との連携を大切にした取組」
みんなで実態把握 → みんなで計画作成 → みんなで支援

支援の宝箱⑦
個別の教育支援計画・個別の指導計画作成における工夫

1 実態把握

担任だけでなく、理科専科、音楽専科、算数少人数担当、国語T T担当、通級指導教室担当、養護教諭、学習指導補助教員など、全職員でかかわりのある児童の学習や学校生活での困りを客観的・多面的に把握しています。

(※「実態把握チェック表」をIV「巻末資料」に掲載)



2 個別の教育支援計画・個別の指導計画作成

個別の教育支援計画は、担任が中心となり保護者と連携して作成しています。義務教育の出口を意識した支援を積み重ね、中学校へ引き継ぐことができるように、本校の教育支援計画には「将来」の欄があります。この欄には本人や保護者の考え（特別支援学級へ学級編制替えの可能性があることや特別支援学校進学を選択肢も考えていることなど）を記入しています。

個別の指導計画は、困りに応じて支援者それぞれの立場で行う手立てを担当、理科専科、音楽専科、算数少人数担当、国語T T担当、通級指導教室担当、学習指導補助教員がそれぞれに書いて提出し、それをコーディネートチームが1枚にまとめて完成させます。(コーディネートチーム：通常の学級担任、特別支援学級担任、通級指導教室担当、養護教諭、算数少人数の計5人で構成)

(※同校の「個別の教育支援計画、個別の指導計画」をIV「巻末資料」に掲載)

3 みんなで支援（共通理解・共通実践と個に応じた支援）

全ての児童が参加できる分かりやすい授業を行うための共通実践としては、本校の校内研修とも関連させ、ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業の構成、めあてとまとめを赤囲みにする板書とノート指導、「声のものさし」を用いた発表時の声の大きさの指導などを行っています。

全職員の共通理解の場としては、毎月の職員会議の最後に「コーディネートチームコーナー」を設定し、発達障がい困りや手立て、教育環境等についてミニ講話を行っています。

個に応じた支援を充実させるための方法としては、具体的な支援方法を困りの項目別にまとめた「手立てファイル」を各学年部に1冊ずつ作成して職員室の棚に置き、いつでも誰でも手にとって見ることができるようにしています。そして、個別の指導計画に書いている手立てに効果を感じられない時は、担任とコーディネートチームでこの「手立てファイル」を見ながら話し合い、他の支援を行うようにしています。

実態把握チェック表と個別の教育支援計画・個別の指導計画を日々の支援に生かすため、次のように活用しています。

○実態把握チェック表は、一覧表にして各学級ごと1枚にまとめる。

○個別の教育支援計画と個別の指導計画は、児童にかかわりのある職員分作成し、個人情報に配慮しながら担任だけでなく、他の職員も日々活用できるようにしている。

(文責：天草市立本渡南小学校 赤城 理恵)

(3) 「個別の教育支援計画」の記載内容と留意事項

1 本人のプロフィール

- 子どもの状況 生活面、学習面の項目の中から、該当する項目にチェックします。項目にない内容については、その他にチェックし、状況を記述します。
- 本人・保護者の願い 対象児童生徒や保護者の思いを記入します。
- 検査の記録等 対象児童生徒の支援に関わる検査、診断名等を記入します。

2 考えられる合理的配慮 様式に示された6つの観点の中で、共通理解が図られた、現在優先して必要とされている「合理的配慮」の内容について記載します。

【記載項目例】

- 《学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮》
 - ・見通しを持つための予定の提示 ・スモールステップでの取組
 - ・集中力が持続できるようにするための配慮・自己肯定感を高める具体的な配慮
- 《学習内容の変更・調整》
 - ・家庭学習の調整 ・別課題の提供（障がいの状況に応じた拡大プリント等の提供）
- 《情報・コミュニケーション及び教材の配慮》
 - ・電子機器端末の活用 ・声かけの工夫 ・板書の工夫
- 《学習の機会や体験の確保》
 - ・視覚支援の活用 ・個別指導、小集団指導の実施
- 《心理面・健康面の配慮》
 - ・ヘルプカードの活用 ・落ち着くことができる部屋の提供
 - ・日常生活に関する配慮（服薬等） 等
- 《その他》その他の合理的配慮（支援体制、施設・設備）がある場合に記入します。

3 プラン

- 卒業後の進路希望 対象児童生徒、保護者の将来に向けた思いをまとめます。
- 支援目標 支援内容のより所になるもので、2～3年間を見通してできるだけ具体的な目標を設定します。
- 具体的な支援 どの場面で、いつ、だれが（支援者・関係機関等）、どんな支援（支援内容）を行い、どんな変容や効果等（結果）が見られたかをまとめます。
- 連携機関 対象児童生徒がかかわっている医療、福祉、労働機関名、連絡先、そこの支援内容や専門家の所見等をまとめます。
- 評価 1年間の支援内容、結果を総合的に評価し、その成果と課題をまとめ、必要に応じて計画を修正します。そのためにも、抽象的な表記ではなく、支援者からの具体的な情報等を参考にまとめていきます。評価は、小学校では2年間、中学校・高等学校では3年間、加筆していきます。
- *保護者の同意 「個別の教育支援計画」は、保護者等との共通理解を得ながら作成される個人情報なので、就学や進学先に同計画を引き継ぐ場合には、保護者の承諾を得る必要があります。

(新様式 記入例)

個別の教育支援計画

記入年月日 平成〇〇年〇月〇〇日

1 本人のプロフィール

ふりがな 氏名	くまもと たろう 熊本 太郎	性別	男	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
学校等 担任	肥後市立肥後小学校				
	年担任 (通常・特学・通級)	年担任 (通常・特学・通級)	3年担任 (通常) 特学・通級		
			熊田 花子		
	4年担任 (通常・特学・通級)	年担任 (通常・特学・通級)	年担任 (通常・特学・通級)		
	阿蘇 太郎・有明 葉子				
子どもの 状況	《好きなこと・得意なこと》・ウルトラマンなどのヒーローが好き。自転車で出かけることを好む。				
	《生活面》		《学習面》		
	<input checked="" type="checkbox"/> 不注意 <input type="checkbox"/> 多動性 <input type="checkbox"/> 衝動性	<input checked="" type="checkbox"/> 人への関わり、社会的関係 <input type="checkbox"/> 言葉の発達 <input checked="" type="checkbox"/> こだわり	<input type="checkbox"/> 基本的な生活習慣	<input checked="" type="checkbox"/> 国語 <input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す	<input checked="" type="checkbox"/> 算数・数学 <input checked="" type="checkbox"/> 計算する <input type="checkbox"/> 推論する
《本人・保護者の願い》 社会性を身に付け、落ち着いて学校生活を送ってほしい		<input checked="" type="checkbox"/> その他 (上記の内容にも属さない内容については、ここに記述する) ・配布物や提出物の管理ができていない。			
記録等 検査の	検査名等	実施年月日	検査の結果、診断等		
	WISC-III	HO、〇、〇	言語性IQ: **、動作性IQ: **、全IQ: ** (小3時)		

2 考えられる合理的配慮 [◎…十分達成、○…おおむね達成、△…もう少し]

観点	合理的配慮	評価 (◎・○・△)
学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮		
学習内容の変更・調整	漢字の学習については、学び方や学習シートを工夫する。	漢字学習の苦手意識が和らいだ。3年新出漢字の9割を習得。(○)
情報・コミュニケーション及び教材の配慮	コミュニケーションに係る自立活動を実施する。(通級)	日常生活で使う場面を想定して考え、活用することができた。(○)
学習機会や体験の確保	放課後等に学び直しの時間を確保する。	時間の確保が難しく、十分には対応できていない。(△)
心理面・健康面の配慮		
その他 (支援体制や設備面等)		

3 プラン

卒業後の 進路希望	本人	勉強を頑張って肥後高校に行きたい。			
	保護者	自立できることが一番の目標。文字を書くことが少ない仕事につければいい。			
支援目標	・学習への苦手意識から学習不振等の二次的な問題へ移行しないよう、自分に合う学び方を身につけることができる。 ・学校及び地域の人との関わりで困ったときには、相手やまわりの人に支援を求めることができる。				
具体的 な支援	場面	いつ	支援者・関係機関等	支援内容	結果 (評価)
	家庭生活		父、母、祖母	宿題の量や内容について学校と連携を図る。	
	余暇・地域生活				
	学校生活		担任	通級担当と連携を図り、集団の中での個への配慮について検討する。	
	医療・保健 福祉・労働				
連携 機関	連携機関名	連絡先		支援内容や所見	
	〇〇クリニック	TEL ***-****		HO年から通院。小3時、7ｽﾞﾙｶﾞ-症候群の診断を受ける。3ヶ月に1回受診。	
評価	・2月に1回ケース会議を開くことで、学校や家庭での本人の状況を確認しながら合理的配慮の検討・評価を行うことができた。 ・学習指導の方法を工夫することで、漢字への苦手意識が和らいできた。				

上記の情報を支援関係者に引き継ぐことに同意いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

保護者氏名 熊本 一郎

印 熊本

(4) 「個別の指導計画」の記載内容と留意事項

1 項目

I、II、IIIには、「学習面」、「行動面・運動面」、「対人関係・健康面」の中から対象児童生徒等の状況に応じて、必要な項目を選び記入します。

2 目標

学校での教育活動に絞って設定します。年間と学期の目標がありますが、いずれも対象児童生徒等の立場で、今の状況を考え、現実的で達成可能な目標を設定します。

○年間目標

「個別の教育支援計画」を基に、1年間を見通し設定します。

○学期目標

年間目標に近づくよう、スモールステップで具体的に評価しやすく達成可能な目標を設定します。指導内容によっては数値目標も設定します。

3 手立て

学期目標の達成に向けて具体的な手立てを考えます。

○学校

対象児童生徒等の興味・関心や得意な部分を生かすような工夫を心がけます。

○家庭

学校での手立てに関連して、家庭で保護者に協力してほしい内容をまとめます。保護者との連携がこれからの場合でも、家庭で実践が可能な手立てを学校から提案することで、互いの信頼関係を築く機会にもなります。

*手立ての追加等：学期目標の期間内に手立ての追加や修正が必要な場合は追加記入します。

4 結果

手立てに基づいた取組を行った結果、対象児童生徒等にどんな変容が見られたかをまとめます。学期目標に対して、十分達成(◎)、おおむね達成(○)、もう少し(△)で評価し、それをもとに目標や手立てを修正します。

5 評価

「個別の教育支援計画」の場合と同様に、学期の結果を総合的に評価します。



(新様式 記入例)

個別の指導計画【2学】期

作成年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

学校名	学年・学級等	ふりがな 氏名	性別	
肥後小学校	4年2組	くまもと たろう 熊本 太郎	男	
年間目標	<ul style="list-style-type: none"> ・自分に合った学び方で漢字を覚えることができる。 ・机の中を整理整頓することができる。 ・友達と遊びたいとき、言葉を使って誘うことができる。 			
項目	【2学】期目標	場	手立て	結果(◎・○・△)
Ⅰ (学習面)	3年生の漢字の習得と4年生の新出漢字を5割以上覚えることができる。	学校	①新出漢字を練習するとき、漢字を部分に分けて提示する。	①「草」を「立つ、日に、十」のように、自分で呟きながら練習するようになった。(12/21:◎)
		家庭		
Ⅱ (行動面・運動面)	机の中のプリント類を確実に持ち帰ることができる。	学校	①クリアホルダーを学級全員に配付し、プリント類を入れて持ち帰るようにする。	①机の中のプリント類がなくなり、引き出しもスムーズにあげられるようになった。(12/21:◎)
		家庭	②毎日、クリアホルダーを確認し、プリント類を確実に受け取る。	②自分からクリアホルダーを出すようになり、学校からの連絡もよく伝わるようになった。(12/21:◎)
Ⅲ (対人関係・健康面)	遊びたいときは、相手に気持ちを言葉で伝えることができる。	学校	①通級による指導で、コミュニケーションに係る自立活動を実施。「鬼ごっこをしよう」等のように、友だちを誘う言葉を話し合う。	①誘っても断れることがあるときの学習が更に必要。(10/20:△)
		家庭		
評価				
漢字の学習や机の中のプリント類の持ち帰りは、おおむね目標が達成できた。来学期も漢字の手立ては継続し、4年生の内容に少しずつでも近づいていきたい。コミュニケーションについては、通級指導教室の担当者とも相談して、更に指導の手立てを工夫していきたい。				

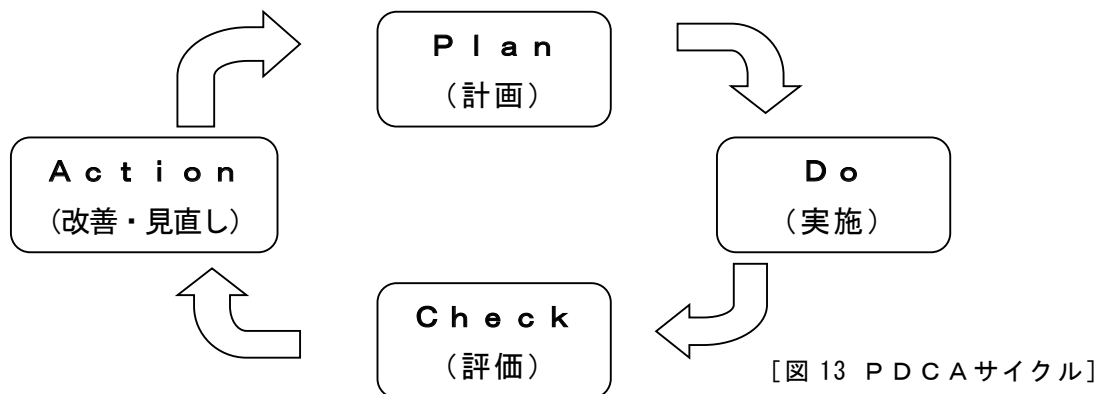
3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の評価及び活用

(1) 評価

支援の実施状況については、保護者、学校、関係機関が情報を交換し合い、支援が適切に行われているか、効果的であったかをお互いに評価します。学校内では校内委員会において検討を行い、毎年、各場面での支援内容が適切だったかを評価し、個別の教育支援計画に修正や追記を行います。この評価を踏まえて「個別の指導計画」も見直し・改善をします。

このように「個別の教育支援計画」の作成、実施、評価、改善を行い、適切な支援を継続して実施します。

校内委員会などでは、特別支援コーディネーターが1年間の反省などを行う時期に、評価を検討する時間を設定します。校内委員会では、例えば支援者からの評価をあらかじめ依頼するなどして、短時間で評価できるようにします。継続して取り組むことができるよう工夫することが、担任一人に指導を任せるのではなく、学校総体として支援に当たる体制をつくることにもなります。



[図 13 PDCAサイクル]

(2) 活用

個別の教育支援計画には「支援内容の検討・共通理解」、「面談資料」、「引継ぎ資料」の3つの場面での活用があります。

場 面	活 用 例
支援内容の検討・共通理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の関係者が支援内容や方法の共通理解を図る。 ・ 専門家や巡回相談等の支援の依頼時の資料とする。
面談資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価において保護者と話し合う際の資料とする。 ・ 本人や保護者の将来への願いやそれに向けた校内での指導支援のあり方を検討する資料とする。
一貫した支援引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進路先との連携（引継ぎ）資料とする。 ・ 大学入試センター試験の特別な配慮を求める基礎資料とする。

この他にも様々な活用方法が考えられます。個別の指導計画も実際の授業における取組に活かし、個別の教育支援計画同様に指導の記録及び評価から指導内容の検討や共通理解を図るなど、できるところから活用を始めていきましょう。

4 個別の教育支援計画・個別の指導計画の引継ぎ

(1) 一貫した支援と支援内容の引継ぎの重要性

教育上特別な支援を必要とする児童生徒は、学びや生活上の困難さが一人一人異なるために、支援の内容も異なります。また、特別な支援を必要とする児童生徒は、就学や進学等に伴う環境の変化に自ら合わせることが容易ではありません。そのため、環境への不適応を最小限に抑えるためにも、対象児童生徒の学びやすく過ごしやすい学習環境について、引き継ぐ必要があります。

また、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう、従前の支援内容を着実に引き継ぎ、一貫した教育支援を行うことが強く求められます。

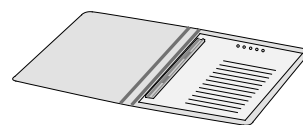


(2) 支援内容の引継ぎに当たっての留意点

ア 進級に伴う学年間の引継ぎ

学校内での進級であっても、支援内容等について個別の教育支援計画等の文書により確実に次年度に引き継ぐことが必要です。特に、担任が異動する場合には、新年度の情報提供が困難になるため、特別支援教育コーディネーター等を通じて、口頭での引継ぎも併せてしっかり行う必要があります。

年度末に異動が決まってから個別の教育支援計画等の引継ぎの準備をするのでは、異動事務におわれて未作成に終わることもあります。1年間の支援の状況、成果、次年度への方向性について保護者と確認をすることも必要なことから、2月末をめやすに個別の教育支援計画などの評価等を済ませることが望ましいでしょう。



《うまく引き継ぐためのワンポイント！》

1年間過ごした担任は、支援の必要な児童生徒にとっては一番の理解者と言ってもよいでしょう。そこで、年度末には、次年度の担任が記載内容を見て途切れることなく支援を行うことができるよう、次年度1学期分の個別の指導計画を作成しておきましょう。

今年度の評価をもとに次年度の目標を保護者とともに話し合い、具体的な目標、支援内容等を記入しておきます。そうすることで、仮に担任が替わっても、慌てることなく、指導計画に沿って支援を実施することが可能です。その間に、実態把握等を進め、必要に応じて新担任が加筆・修正を行います。

こうすることで、支援に空白が生じることがありません。

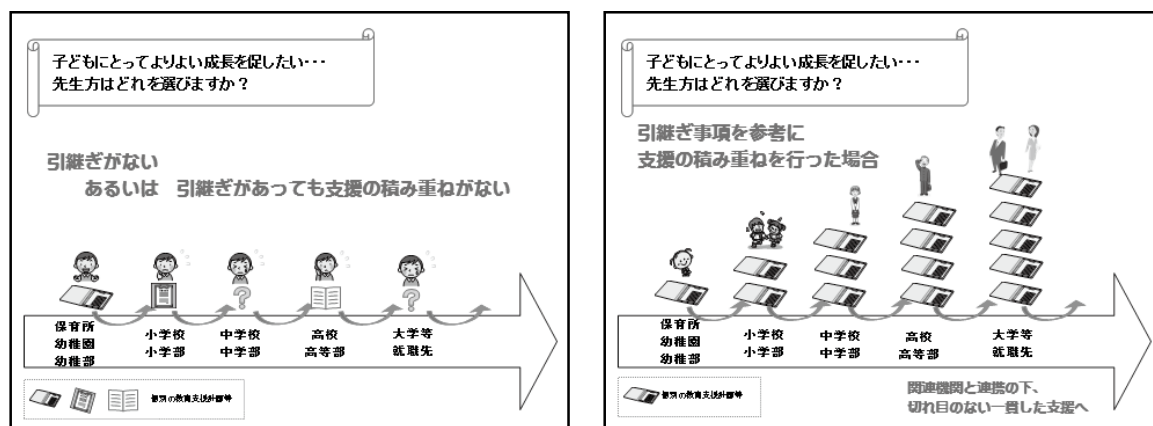


イ 就学・進学に伴う学校間の引継ぎ

冒頭にも述べたように、就学・進学の際には、教育上特別な支援が必要な児童生徒の環境の変化に伴う混乱を最小限にするためにも、個別の教育支援計画等による引継ぎが非常に重要です。

Ⅲ 特別な教育的支援を必要とする子ども達への支援充実のための6つのポイント

図 14 の左は引継ぎがうまくいっていない場合のイメージ図です。進学しても個別の教育支援計画等の引継ぎが十分に行われない場合は、次の進学先でゼロから情報収集や実態把握、関係機関との連携づくり等を進めなければならない、計画の作成が遅れ、支援の開始時期が遅れることとなります。または、本人の困りに気づかずに、学校側が支援の必要性を感じないこともあり得るのです。その場合、本人の障がい等による学習上または生活上の困難に十分な対応がされず、結果、十分な学びの保障がされないこととなります。



[図 14 引継ぎがうまくいっていない場合（左）とうまくいっている場合（右）のイメージ図]

そのため、図 14 の右のように、支援内容を進学先等に確実に引き継ぎ、支援を積み重ねていくことで、一人一人のニーズに応じた一貫した支援の実施が可能となります。

(3) 具体的な引継ぎの方法

ア 引継ぎを意識した個別の教育支援計画の作成をする

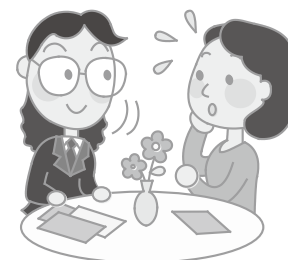
個別の教育支援計画等は、就学前から学校卒業後までを通じて一貫した教育的支援を行うことを目的として作成されることを踏まえると、作成・活用する段階で次の進学先に引き継ぐことを念頭に作成することが必要です。

そのためには、評価を行う際に、対象児童生徒の「できないこと、苦手なこと」だけを記入するのではなく、「どうすればできるのか、できたのか」「得意なこと（ストレングスポイント）は何か」を記入することが大切です。

イ 保護者の理解を得る

引き継がれない理由として、「保護者の理解が得られない」ということを聞きます。確かに、進学する直前に「次の学校にこの資料を引き継いでいいですか。」と言われると、保護者が戸惑うことも分かります。

保護者と連携しながら個別の教育支援計画等を作成し活用する段階で、児童生徒の成長を実感し、引き継ぐことの有用性を理解していただくことが必要です。面談等を通して、随時児童生徒の支援の評価や今後の支援の方向について保護者とともに確認し合い、将来



の自立と社会参加に向けて、進学先にどのように伝えるか、時間をかけてしっかりと話し合しましょう。

ウ 引継ぎの時期と方法

引継ぎの時期と方法については、地域や学校の実情によって異なりますが、おおまかには次のようなことが考えられます。

(ア) 入学前（本人・保護者と進学先担当者との面談）

まずは、就学・進学先の職員が、入学前の機関を訪問し、保育・授業参観や意見交換等を通して、広く情報を収集するとよいでしょう。

その中で、個別の教育支援計画等の引継ぎや相談のあった児童生徒については、できるだけ保護者及び本人との面談を入学前（春休み中）にします。進学にあたっての不安や今後の学校生活への願い等を確認し、安心して登校できるようにします。

必要に応じて、入学式会場や教室を見学させることも有効です。

情報収集は、各就学・進学先の職員だけでなく、就学・進学させる側の職員にとっても大変重要です。特に高等学校等は、オープンスクールや各種行事等を活用して、本人、保護者、中学校職員が、進学先の学校の特徴や雰囲気について知っておくことが大切です。進路のミスマッチを防ぐためにも、しっかりと情報を集め話し合しましょう。そして、高等学校等にしっかりと引き継ぐことを考えましょう。



《「相談支援ファイル」って知っていますか？》

「相談支援ファイル」（以下、本ファイルという。）とは、早期から就労にいたるまでの一貫した支援を目指して、一人一人の発達に関わる記録やこれまでの支援の様子等の記録を綴じたファイルのことです。

本ファイルは、保護者や本人が中心となって記録・保管し、必要に応じて関係機関や支援者等に情報提供を行い、支援者同士が支援を必要としている人の共通理解を図るようになるものです。本ファイルを活用することで、これまでの支援の状況や成長の過程が分かりやすく伝わります。そのため、新たな支援者が、個別の教育支援計画等の作成に取りかかりやすくなります。

下の写真は、宇城市教育委員会が県のモデル地域となり平成22年に策定した「よかところファイル」と平成25年に県の福祉部局で策定された「サポートファイル」です。

本ファイルは、各市町村の福祉部局が中心となって運用されている場合が多く、名称も市町村によって異なります。

各学校においては、本ファイルを保護者が持参された場合には、発達に関わる記録や支援の様子等の記録を関係機関と共有するなどして、適切に活用・連携を図ることが必要です。保護者や本人の思いに寄り添って、支援に当たります。



Ⅲ 特別な教育的支援を必要とする子ども達への支援充実のための6つのポイント

(イ) 就学中（情報収集と交流）

進学先の学校職員は、進学後も定期的に児童生徒の状況について卒園・卒業した学校等に情報を提供してください。オープンスクール（学校開放週間）や文化祭、運動会等の行事の案内を卒業した学校等に送付し、児童生徒の成長の姿を見てもらいましょう。

また、各地域には小中学校の特別支援教育コーディネーターを中心とした「地区コーディネーター会議」で情報交換や事例検討などが行われています。幼稚園・保育所や高等学校の職員もこの会議に積極的に参加し、コーディネーター同士が顔見知りになっておくことで、情報交換もしやすくなります。



(ウ) 卒業時（個別の教育支援計画等による文書の引継ぎ）

卒業時の担任が在職しているうち（3月中）に、個別の教育支援計画等をもとに、進学先の担当者と引継ぎを行います。文書と共に、口頭での補足説明等も行い、進学先での生活に円滑に移行できるようにします。

(エ) 進学後（就学・進学後の学校生活を参観・意見交換）

進学させた学校職員は、引き継いだ児童生徒が学校生活に適応しているか、引継ぎの方法・内容が適切であったかを確認するために、進学先の学校を訪問し、授業参観や意見交換を通して、引継ぎの評価を行います。もし、うまくいっていないときには、今後の引継ぎの在り方等について再検討する機会としましょう。

県内のある高校では、入学後半年ほど経った頃に、新入生の出身中学校の元担任に授業公開の案内を送付し、生徒の学びを見る機会を設けています。授業後は、生徒が出身中学校の職員と面談を行い、その後、現担任と中学校担任とが情報交換を行っています。

生徒にとっては、自分のがんばりを見てもらう機会となったり悩みを抱える生徒にとって励みとなったりしているそうです。



5 個人情報の管理

(1) 個別の教育支援計画等の保管等について

個別の教育支援計画等や相談により作成されるシートやファイル等は、関係機関や関係者がその情報を共有化し、適切な支援を行うものです。それらの内容には児童生徒の個人情報が含まれることから、その作成の意義や活用目的について保護者に十分な説明を行い、理解を得ることが必要です。併せて、保管の方法や期間、管理方法や取扱い方法を決めておくことも大切です。

	保管方法	保管期間
個別の教育支援計画 個別の指導計画	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の同意を得て、進学先に原本を送付し、在籍校にはその写しを保管する。 ○重要な個人情報として保管する。 ○保護者の同意を得られなかった場合は、原本を保護者に渡す。この場合も、可能な限りその写しを保管させてもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○3年間（進学先からの問い合わせを考慮） ○保管期間終了後は、適切に廃棄処分する。



[表5 個別の教育支援計画等の保管方法等について]

(2) 個人情報共有に当たって配慮すべき事項

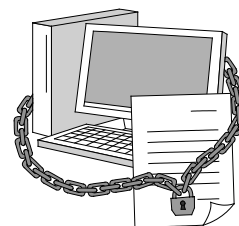
個人情報を保有する機関や関係者においては、個人情報の漏洩・滅失、目的以外の使用等がないよう、表6を参照し、適切な管理と取扱いに万全を期すことが必要です。

関係機関等は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、各自治体における個人情報保護条例等の規定に基づき、適切な管理や取扱いを行うことが重要です。

なお、文書に記される個人情報だけでなく、関係者が知り得たすべての情報についても、同様に考えます。

【個人情報共有に当たって配慮すべき事項】

- 個人情報の取扱いは、保護者の承諾を必ず得る。
- 担当者を明確にし、責任持って管理する。
- 紙媒体だけでなく、電子媒体についてもルールを決め、情報が流出しないようにする。
- 校内委員会等、各会議において共有する情報の取扱い方法についても十分協議し、保護者への説明を行ったうえで、理解を得て情報を共有する。
- 校内では情報の保管や取扱いについて共通理解を図る。



[表6 個人情報共有に当たって配慮すべき事項]

支援の宝箱⑧

引継ぎ（幼保から小学校へ）

「就学期の連携は」よりよい学校生活の第一歩！」

特別な支援が必要な子どもやその保護者にとって、幼稚園・保育所から小学校等への就学期の不安は大きいものがあります。慣れ親しんだ幼稚園・保育所等や先生から離れ、生活リズムや学習内容も大きく変わるのが小学1年生です。小学校生活をうまくスタートさせることができれば、その後の学校生活にも自信と意欲がもてます。よりよい就学期の連携によって、このギャップをいかにして埋めるかは重要な鍵になってきます。

ここでは、幼・保等、小連携の具体例をいくつか紹介します。

○早めの実態把握

地区コーディネーター会議などで、保健師と情報交換をするなどして、支援が必要な就学前の子どもの実態把握を早めに行います。特に、弱視や肢体不自由等の状況によっては、施設設備の整備が必要な場合もあるため、早めに状況をつかんでおく必要があります。

○全職員での幼稚園、保育園等訪問

全職員で分担して夏休みなどに訪問しておくことで、「みんなで子どもをみる」体制を構築できます。また、小学校と幼稚園・保育所等の職員同士の顔つなぎにもなり、その後の連携がやりやすくなります。

○個別の指導計画や個別の教育支援計画を基にした幼稚園・保育所等と小学校との支援会議の実施

「こうするときには、こうするといい」というような具体的な支援方法を聞いたり、コーディネーターだけでなく養護教諭や管理職の先生も交えて、複数で話を聞くようにします。聞き取りをしたことは、ファイリングするなどして、確実に次年度に引き継ぐようにします。

○就学時健診や一日体験入学での取組

就学に向けて、子どもや保護者に安心してもらえるように、早めに日程を伝え丁寧に取組んでいきます。小学校側も新2年生や新6年生を中心に名札や簡単なスケジュールなどをつくり、一緒に遊ぶ場をつくって迎える工夫をしています。

○入学前の幼稚園・保育所等との打合せ

3月には、幼稚園・保育所等としっかり打合せを行います。支援が必要な子どもには、入学式のスケジュールを事前に知らせたり、場合によっては、体育館で場所や式の流れの確認やリハーサルをしたりすると、子どもも安心して入学式を迎えられます。

○入学後の幼稚園・保育所等による授業参観と支援会議

入学後、子どもたちの様子を実際に幼稚園・保育所等の先生に見ていただき、支援状況についてアドバイスをもらったり情報交換をしたりします。

入学後に、具体的な支援方法についての疑問が出てくることも多いので、幼稚園・保育所等と必要に応じて「いつでも聞ける」

「いつでも話せる」ような関係をつくっておくことが大切です。

地区コーディネーター会議などをうまく利用して幼稚園・保育所等と継続的に話していけるといいですね。



（文責：山都町立蘇陽小学校 安竹 恭子）

支援の宝箱⑨

引継ぎ（小学校から中学校へ）

「顔の見える小中連携」

本校では、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の連携を図ることを目的とした地区コーディネーター会議（中学校区ごとのコーディネーター会議）を学期に1回程度行っています。特別な教育的支援を必要とする子どもたちについての情報交換や支援に関する研修が主な内容です。

そして、中学校への進学を控えた小学6年生に対しては、小中学校で一貫した支援を行うために、各中学校区で以下のような取組を行っています。

- 中学校教職員の小学校訪問（2月実施）
 - ・6年生の授業参観、中学校職員の講話（中学進学的心構え等）
 - ・児童に関する情報の聞き取り
- 中学校体験入学（2月実施）
 - ・6年児童と保護者、6年担任による中学校授業参観
 - ・入学に関する説明会、生徒会役員による学校紹介
 - ・6年担任と中学校教職員による情報交換
- 小中連絡会（学年末休業中実施）
 - ・6年担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等による、「個別の教育支援計画」等必要な資料の引継ぎ
 - ・児童の支援に関する情報交換

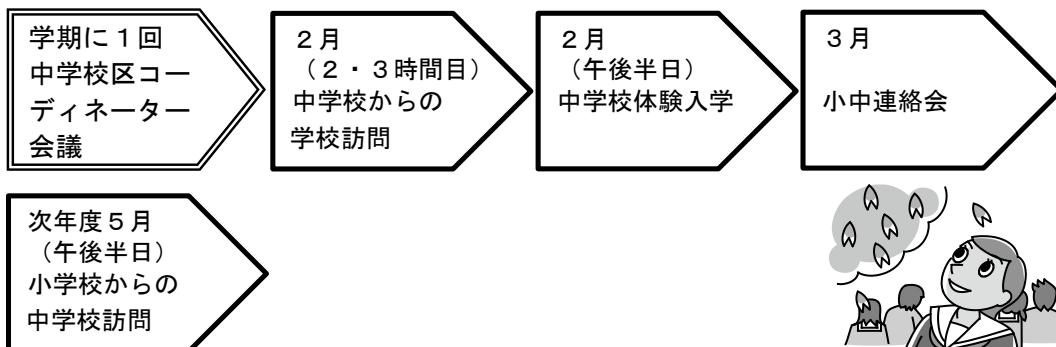


また、次年度の5月には、小学校教職員（6年時の担任等）が中学校を訪れ、中学1年生の授業を参観した後、生徒（卒業生）から近況報告を聞いたり中学校教職員と情報交換したりする会を開いています。

こうして、小中学校の担任・コーディネーター・養護教諭等の関係者が集まって情報交換する機会を重ねることで、担当者同士の顔が見える連携を継続していくことを目指しています。

例えば、中学入学後の環境の変化にうまく適応できない生徒がいた場合、小中学校の教職員が迅速に連絡を取り、情報交換や個別支援についての話し合いを行うためにも、日常からの連携を築いておくことが大切であると考えます。

【実際の動き】



（文責：山鹿市立城北小学校 迎田 千恵子）

支援の宝箱⑨
引継ぎ（中学校から高校へ）

『申し送りシート』の活用

高等学校へ進学する生徒の場合、一部の高等学校では情報の引継ぎに訪問されて聞き取りを行われるところもありますが、個別の教育支援計画が引き継がれない場合がまだ多いようです。

子ども達が安心して高等学校へ進学できるためには、理解や支援が必要な生徒に関しては「申し送りシート」等の名称で個別の教育支援計画を整理し転記したものを、要録等の書類に添えて提出する方法も考えられます。（高等学校によっては個別の教育支援計画の提出を求められるところもあります。）

新しい生活に不安が大きい生徒に関しては、進路が決定した後進学先に連絡を取り、新年度の体制が決定した段階で事前訪問を行い「申し送りシート」と併せて具体的な内容についての情報交換の実施をお勧めします。

また、条件が整えば、直接保護者や本人も同席して進学後の生活についての確認ができればより効果的な引継ぎになると考えます。



申し送りシート		記入日 平成 年 月 日	
心りがな	性別		
生徒氏名	生年月日	H 年 月 日	
住所	〒 熊本県	TEL [- -]	
	本人の様子	備考	
在学中の学習の支援について	学習の状況や日常生活での本人の困り感について必要な項目を具体的に記します	生徒の困り感や苦しさに対しての支援や対応の方法など、有効だった手立て等具体的に記しておきましょう	
	対人関係・健康	本人の関わっている医療機関や専門機関名と分かる範囲で担当者も記載しておきましょう	
連携している専門機関	[記載者]		
上記の情報を支援機関へ開示することに同意いたします。		保護者には必ず同意を確認して下さい	
平成 年 月 日		保護者氏名 印	

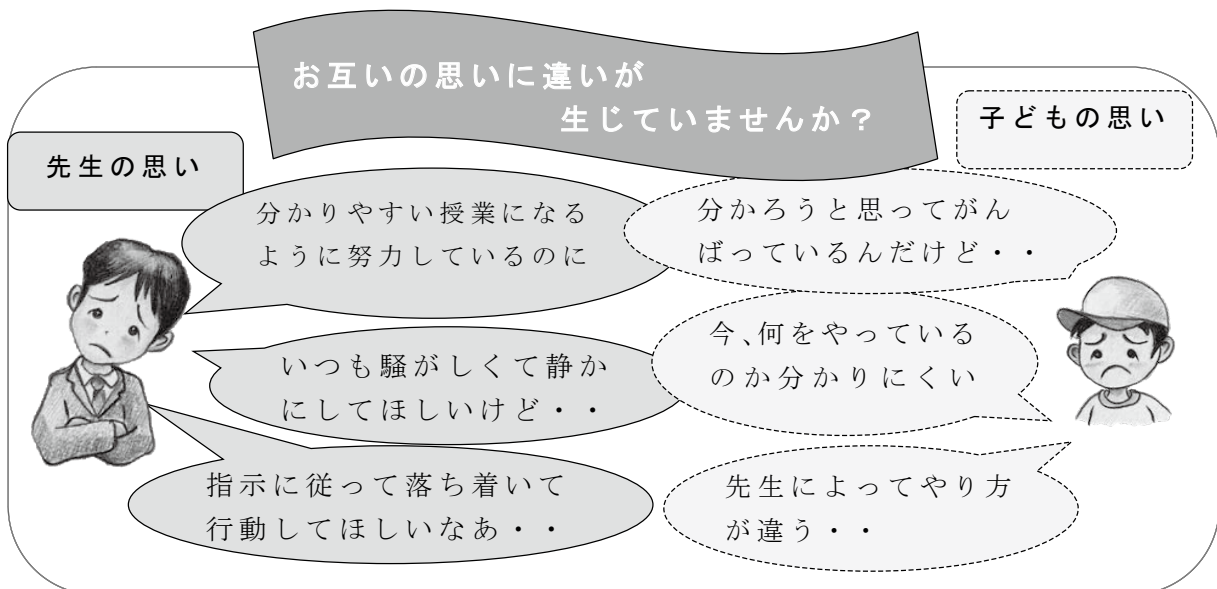
（文責：菊池市立泗水中学校 三嶋 久美）

Ⅲ-5 ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業づくり

ユニバーサルデザインの視点に基づく授業づくりとは、特別な教育的支援が必要な児童生徒だけでなく、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業が行われることです。本章では、授業づくりの基盤となる学級づくりや学校全体での取り組み方の具体例を示しながらユニバーサルデザインの視点に基づいた授業づくりについて説明します。

なお、本章ではユニバーサルデザインのことをUDとして表記します。

1 UDの視点に基づいた授業の必要性



ユニバーサルデザイン(UD)とは、障がいの有無にかかわらずすべての人にとって使いやすいように最初からデザインされた物や道具、建造物のことです。特別支援教育の推進により学校教育にもUDの考えを取り入れた授業づくりが全国で進められています。

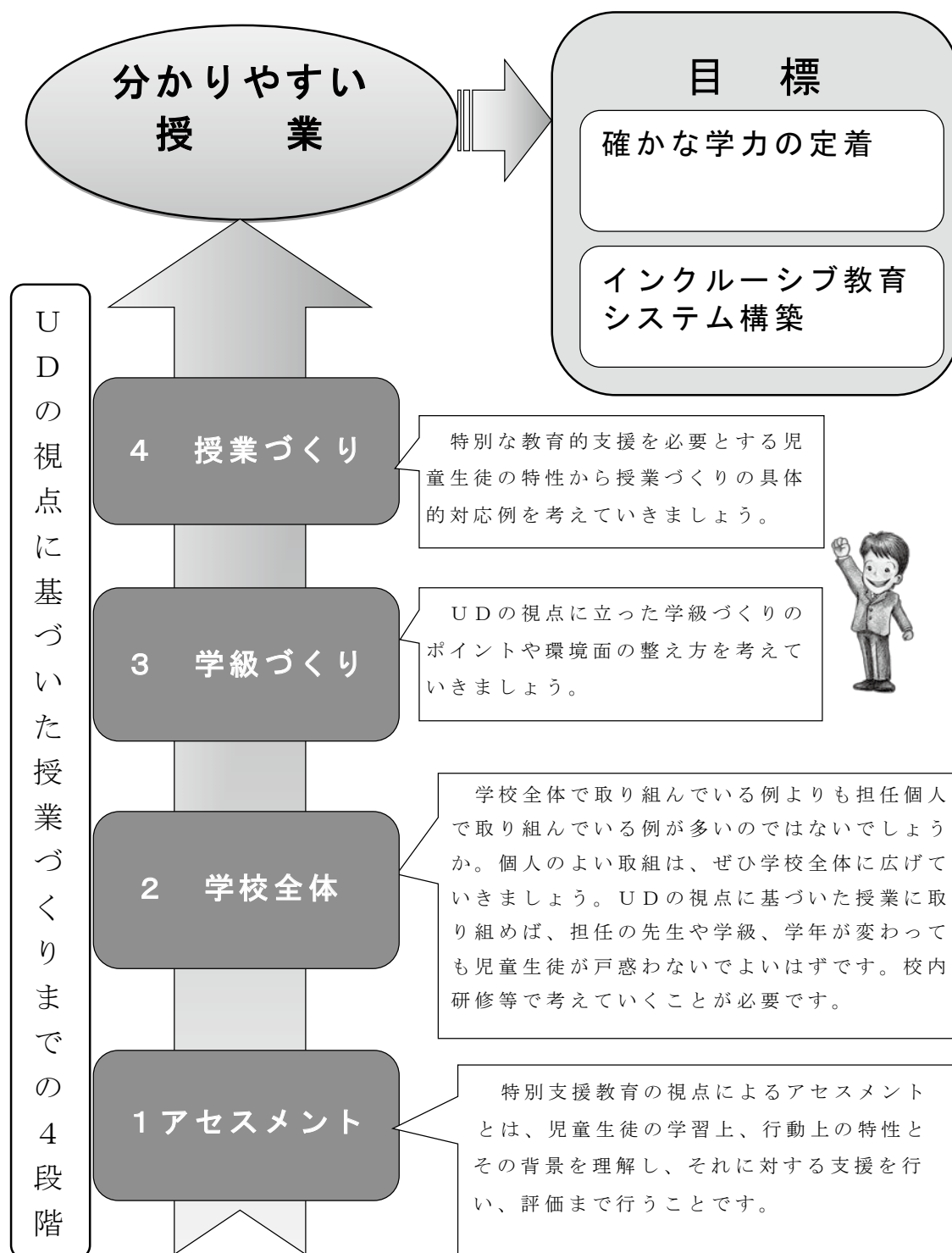
UDの視点に基づいた授業とは、特別な教育的支援が必要な児童生徒だけでなくすべての児童生徒にとって分かりやすい授業を行うということです。

診断名の有無にかかわらず、特別な教育的支援が必要な児童生徒は、小中学校で、6.5%在籍しているといわれています。(2012年文部科学省の調査)

特別な教育的支援を必要とする児童生徒への配慮や支援を行うことは、他の児童生徒にとっても分かりやすい授業になります。このことが児童生徒の基礎・基本の習得と確かな学力の定着へとつながります。また、インクルーシブ教育システム構築(障がいのある人もない人も共に学ぶことのできる教育環境づくり)にもつながる大切なことなのです。

2 UDの視点に基づいた授業に取り組むにあたって

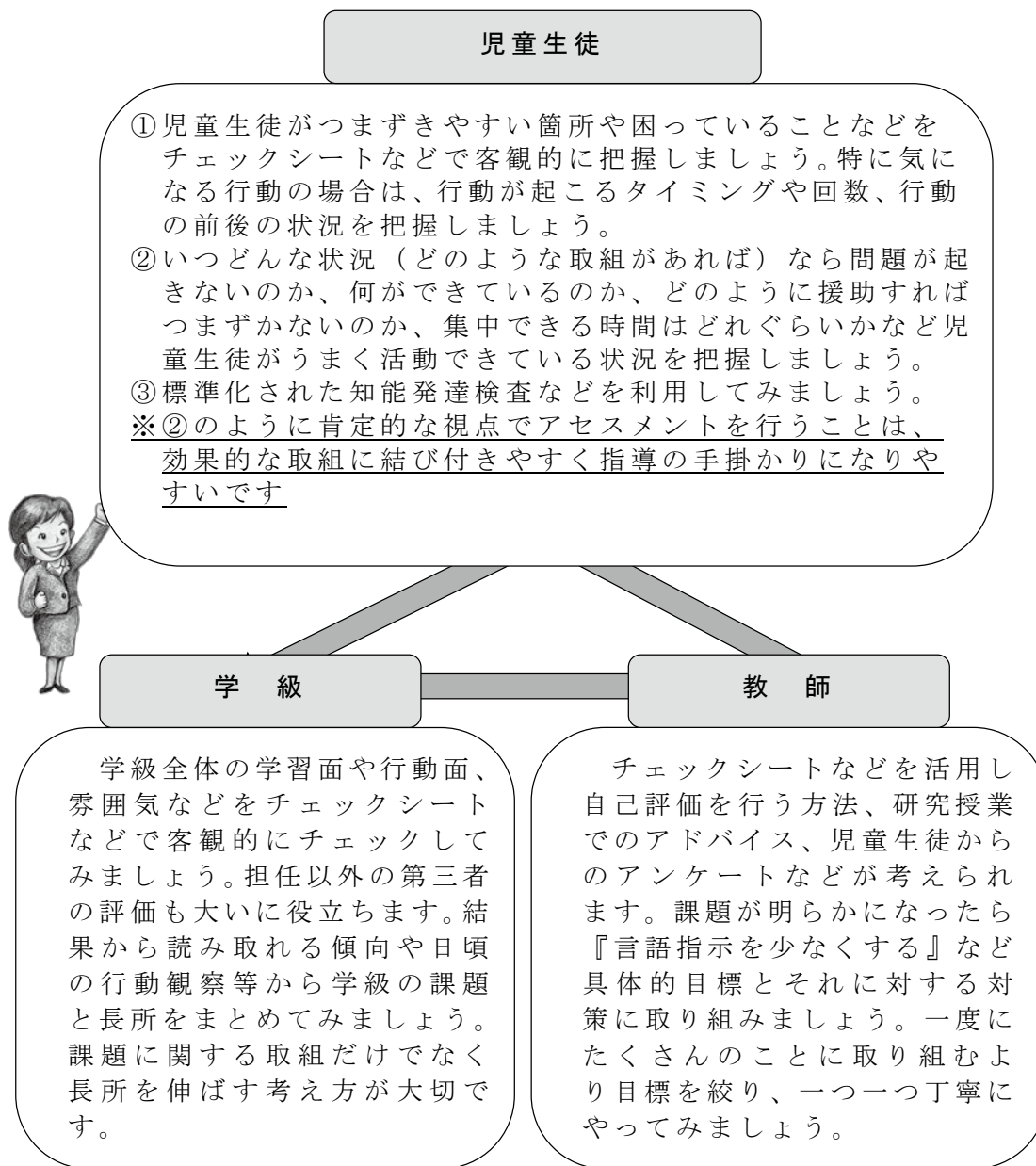
UDの視点に基づいた授業に取り組むには、授業に至るまでの基盤を整えることが大切です。その流れをアセスメントから授業づくりまで4段階に整理してみました。流れを理解した上で一つ一つの項目を見ていきましょう。



3 アセスメント（実態把握から評価まで）

（1）アセスメントの考え方

UDの視点に基づいた授業づくりをするために児童生徒の実態把握とそれに基づく取組や評価を行うことが必要です。また、学級の雰囲気や学級経営の状態、教師の言動についても実態把握をすることが大切です。このように、児童生徒ばかりでなく、学級や教師も含めた三者のアセスメントを行い、必要な取組を考えていきましょう。そして指導の結果を適宜評価しながら取組の妥当性を検証するようにしましょう。



※Ⅳ 巻末資料 チェックリスト参照

参考資料 国立特別支援教育総合研究所 特教研C-83 重点推進研究
 「小・中学校等における発達障害のある子どもへの教科教育等の支援に関する研究」
<http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/403/c-83.pdf>

4 学校全体でのUDの視点に基づいた授業づくりを目指す

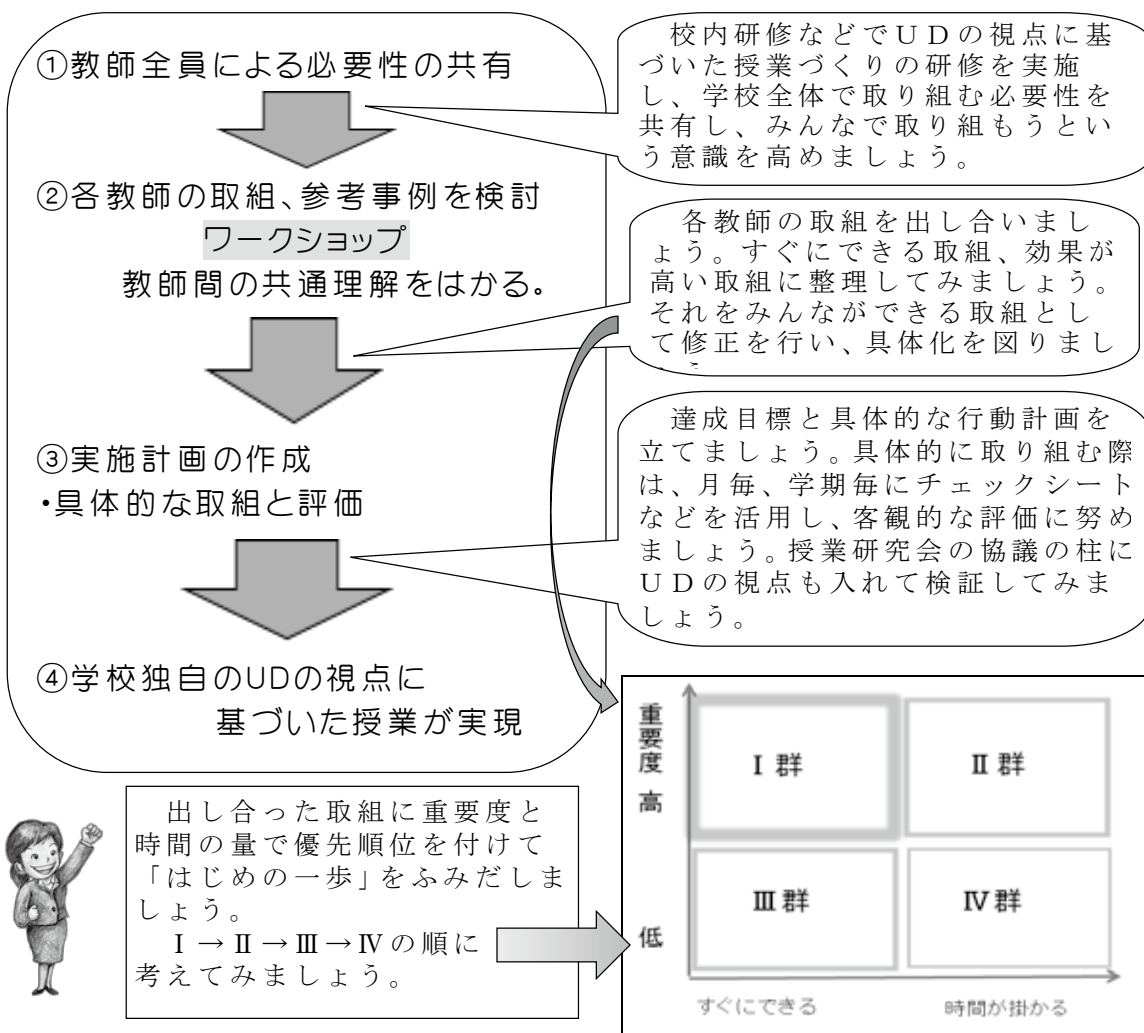
(1) 学校全体で行うことの大切さ

UDの視点に基づいた授業づくりは、各学級でそれぞれに行うよりも学校全体で取り組む方が効果的です。なぜならば、教室の環境面や授業の基本的ルールなどは、学校で統一することで学年や学級が変わっても児童生徒の戸惑いが少なくなり、安心して学校生活を送ることができるからです。

(2) 校内研修の進め方について

UDの視点に基づいた授業づくりの具体例を見ていくとすべて新しいものばかりではありません。以前から取り組んできた取組もたくさんあります。そこで、新しい取組を始める前にこれまで取り組んできた学校や各先生方の「分かりやすい授業」のための取組を出し合ってみましょう。現在の取組を職員で意識化、共有化を図り、不足している点を補う形で進めてはいかががでしょうか。

次に、校内研修の進め方の一例を紹介します。UDの視点に基づいた授業づくりの必要性を職員全員で認識し、取組のアイデアを出し合い、「はじめの一步」を踏み出してみしましょう。各学校独自のUDの視点に基づいた授業づくりを進め、児童生徒の「確かな学力」の育成と「インクルーシブ教育システム構築」を目指しましょう。



5 安心して過ごせる学級の重要性

(1) 安心して過ごせる学級集団へ

児童生徒が安心して学べる環境の要素として特に重要なものが学級づくりです。児童生徒の望む学級とは「自分の存在を認めてもらえる」「困っている時に手伝ってもらえる」そんな学級を、特別な教育的支援が必要な児童生徒はもちろんのこと、その他の児童生徒も望んでいます。つまり、支持的風土のある学級が、児童生徒の望む安心して学べる学級集団だといえます。

UDの視点で学級経営を
チェックしてみましょう

◆【ルールづくり】

- 給食や掃除の決まり、学校生活や授業において守るべきルール等を明確に示している。
- 整理整頓の仕方を決めて指導している。

◆【肯定的な人間関係づくり】

- 一人一人が活躍したり、認められたりする場をつくっている。
- 一人一人の個性や違いを認め合える雰囲気や、分からないことや間違いを否定的に見ない雰囲気をつくっている。
- 自分自身で、特別な教育的支援の支援を必要とする子どもに対するかかわり方のモデルを示している。

◆【意欲や成長を促す言葉かけ】

- 長所やできているところを認め、ほめ、励ます言葉かけをしている。
- 望ましい行動を児童生徒自身に意識付けられるような言葉かけをしている。

出典：熊本県立教育センター「学びのUD化」リーフレット取組の視点より



支持的風土のある学級づくりの3つのポイント

相互理解

一人一人に得意・不得意があることや困った時には助けを求めていいのだということを年度当初から丁寧に指導しましょう。

教師がモデルに

特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する望ましいかかわり方を教師が示しましょう。教師から叱責を受ける児童生徒は周りからも注意を受けやすくなります。

できている

ところをほめる

一人一人が認められ、ほめられる場面をつくりましょう。当たり前と思わず、できているところをしっかりほめ、認めることで児童生徒は伸びます。

(2) 学級のルールについて

特別な教育的支援が必要な児童生徒の中には、ルールの意味がよく理解できなかつたり、夢中になって忘れてしまつたりする場合があります。そこで、ルールに関して次の2つのこと大切にしてみましょう。1つ目は、教室内の暗黙のルールをなくし、手順を明確化したり視覚的に表示したりすること、2つ目はルールを守れている時にほめることです。ルールは守れていない人を注意するためのものではなく、守ることによりみんなが快適に生活できるようにするためのものだという認識を育てましょう。

学級の規則の考え方

規則の明確化

場面ごとに望ましい行動や方法を文字や絵、写真で視覚的に提示しましょう。係活動などでは手順書なども有効です。規則を守れなかった時は、叱責よりも原因を考えさせ、失敗をできるだけ繰り返さないために対処法を考えさせることが大切です。

規則の設定について

規範意識は、規則を守ってほめられることで、育っていきます。そのためには、学級全員が守れるような規則の内容や数を設定してはどうでしょうか。ほめ方も言葉だけでなくシールなど視覚的なものを使うことも有効です。

(3) 授業に集中できる教室環境を整える

児童生徒が授業に集中できる学級の教室環境は、授業を支える基盤になります。特別な教育的支援を必要とする児童生徒の中には、片付けや持ち物の管理が苦手であったり、授業中に音や動き、掲示物などに注意が向いてしまったりする場合があります。

掲示物の精選

黒板の周辺の掲示物は、授業への集中力をそぐ場合がありますので、必要なものみに精選する必要があります。他の壁面については、学習に必要なかどうか検討しながら効果的に利用しましょう。

整理整頓

物の管理が上手くできないと学習に支障が出るばかりか忘れ物など叱責を受ける機会が増えます。手順や片付け方を視覚的に示しましょう。

(4) 実践例～小学校1年生の取組～

① 学習の足跡をふり返ることのできる壁面掲示

学習した漢字を振り返ることのできる漢字カードの掲示や、説明文の学習での学習パターンの振り返りができる壁面掲示を行う。ただ、集中力の妨げとならないよう、教室の両サイドに限定し、前面には必要最小限の掲示に留めるようにする。



② 安心できる学級へ

「おたすけコーナー」の設置

忘れ物をした児童が必要な物を借りることができるように教室後方に設置する。



「休み時間」の過ごし方の支援

- ◇みんなで遊ぶ日を決める。
 - ・週に1回、月に数回、昼休みの時間に学級全員で参加できる遊びを計画する。
- ◇休み時間のルールを決める。
 - ・仲よく安心して遊べるように、予想されるトラブルを想定し、ルールをみんなで決める。肯定的な文言や表現で示す。
- ◇自己選択できるようにする。
 - ・休み時間に何をしたいかわからない児童には、活動が書かれたカードを用意しておく。配慮すべき点として対象児の好む遊びや一人遊びも大切にする。

6 UDの視点に基づいた授業づくり

(1) 児童生徒の特性に応じた学習上の支援のポイント

特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、認知面の弱さや成功体験の少なさから学習意欲が低下している場合があります。UD化の授業づくりに取り組むことで特別な教育的支援が必要な児童生徒の学習意欲の向上が期待できます。特別な教育的支援が必要な児童生徒にとって分かりやすい授業は、他の児童生徒にとっても分かりやすく学びやすい授業になります。下の表は、特性に応じた学級全体で取り組める対応の一例です。

特性	特性の具体的状況	学級全体での対応例
聞く	聞き間違いが多かったり、指示の理解が難しかったりする。	<ul style="list-style-type: none"> 指示や聞いたことを復唱してみる。 分からなかった時のルールを決める。 指示を短く、大切なことは文字や絵で示す。 話を聞くと書くときをわける。 座席の工夫
話す	適切な速さで話すのが難しかったり、内容を分かりやすく話したりするのが難しい。	<ul style="list-style-type: none"> 話の途中で適切な言葉を補う。 5W1Hカード等の手掛かりを用意する。 少人数の安心して話せる場を用意する。 うまく話せないときに「お助けサイン」などの学級のルールを決めておく。
読む	音読が難しかったり、読み間違いが多かったりする。文章の要点を読み取ることが難しい。	<ul style="list-style-type: none"> 読む時間を確保する。せかさずさりげないフォローを入れていく。 短い文書をたくさん読むようにする。 読みを補助する教材・教具や物差しなどの使い方を全体に示しておく。
書く	読みにくい字で書いたり、書き間違いが多かったりする。決まったパターンの文章しか書けない。	<ul style="list-style-type: none"> 文字を書くときに言葉にして書くようにする。 話を聞くと書くときの活動を分ける。 書く時間を確保する。 書く量の調整を図る。板書の必要な箇所の囲みなどを工夫する。 ノートの使い方を指導する。
計算・推論	計算が苦手や学年相応の文章題を解いたり、図形を書いたりするのが難しい。先を見通して取り組むことが難しい。	<ul style="list-style-type: none"> 問題を聞いたり読んだりする時間と計算したり考えたりする時間を分ける。 視覚的な手掛かりや具体物を使用する。 活動の手順を細かく分け明確化する。 考え方や立式の仕方が分かるワークシートや習熟度別のワークシートを準備する。
不注意	学習で不注意な間違いが多い。集中力が乏しく最後までやり遂げることが難しい。物事を順序立てて行うのが難しい。	<ul style="list-style-type: none"> 授業を短い時間ごとに分けて構成する。 導入で注意を引くような提示やゲームなどをする。 忘れ物に配慮しておく。 机間巡視で必要なアドバイスをする。 学習の流れを提示し、今どこを学習しているか確認できるようにする。
多動性	離席が多く、そわそわしている。順番を待つことが難しい。他の子の邪魔をする。	<ul style="list-style-type: none"> 話を聞くだけの時間を減らす。グループ学習など授業の形態を工夫する。 学習のルールを明確化する。できているときにしっかり認める。

※巻末資料「学びのUD化」の授業チェックリスト参照

Ⅲ 特別な教育的支援を必要とする子ども達への支援充実のための6つのポイント

(2) UDの視点に基づいた授業と個別の配慮について

UDの視点に基づいた授業づくりが進むことで、分かりやすい授業にはなりますが、それだけでは、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援がすべてカバーできるわけではありません。個別の指導計画等を作成、活用し、個別の配慮が必要な児童生徒への支援の取組を明確にして授業づくりを進めてください。

個別の配慮とは、机間指導の際に必ず確認することなどちょっとした配慮から対象児童生徒に合った支援のツールを用意することまで様々です。児童生徒の中には学年が上がると、個別の配慮を好ましく思わない場合も出てきます。そのようにならないためには、さりげない支援を心掛けることや事前に相談しながら進めることも有効です。



(3) 実践例～小学校1年生の取組～

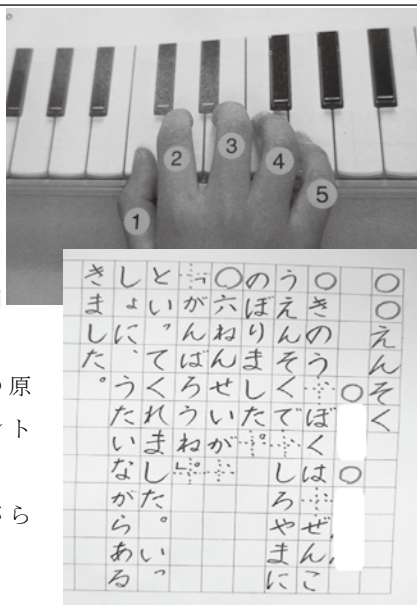
教材・教具の工夫（ICT活用）

見本教材の提示

◇教室の大型テレビモニターを利用した取組

☆効果的な面

- ・視覚的に分かりやすく正しいモデルを何度でも確認できる。
- ・教師の言語指示が減る。実物投影機の代用として利用できる。
- ・音楽での鍵盤ハーモニカの指づかいの指導や国語での原稿用紙の使い方を説明した後に画像で表示し、ポイントを確認できるようにする。
- ・自分で確認できる児童が増えるので、机間指導しながら支援の必要な児童に個別に対応できる。



「読み」に関する実態の把握と支援ツールの活用

◇特別支援教育コーディネーターと連携し、1年生全員に「読み」に関する調査を実施し、個別的な配慮が必要な児童には、読みの支援教材を使用した例

☆効果的な面

- ・1年生全員で取り組むことで言葉の遅れに対する早期対応が可能になった。
- ・特別支援教育コーディネーターと各担任が協力することで、具体的な個別の指導方法や全体指導での配慮点についても検討できた。
- ・「読み」を苦手とする児童には、右写真のような支援ツールを活用した。そうすることで、児童からも「これがある方が楽に読める！」と、苦手なことにも、意欲的に取り組もうとする姿が見られるようになった。



(資料提供：宇土市立花園小学校 井上 万里教諭)

支援の宝箱⑧ UDの視点に基づく授業づくり

「授業づくり、環境づくりのはじめのいっぽ」

1 話し合いの風景

ある学校の授業での話し合いの場面です。課題に対し、答えは選択肢が用意されてありました。司会のAさんは、グループに1部ずつ配布されたマニュアルを見て、「Bさん、何番の答えだと思いますか。理由も言ってください。」と言いました。しかし、Bさんは答えに困っています。するとCさんが、「このスタイルに合わせていけばいいんだよ。」と、Bさんに答え方カードを差し出してくれました。Bさんは、「3番だと思います。理由は、・・・だからです。」とすることができました。

AさんとBさんは、司会の仕方や答え方は難しかったけれど、マニュアルや答え方カードがあることで、きちんと話し合いが成立し、授業のねらいを達成できたわけです。

2 子どもにとっての「話し合いのマニュアル」の意味

(1) 「話し合い」は、人数がいれば成立するか

話し合いは、グループにしたからといってうまく機能するものではありません。話をしたくて仕方のない子。自分の意見を通したい子。話し合いを主導する子。意見があっても黙っている子。何を言ったらいいのか分からない子、様々です。しかし、グループでの学び合いが機能すれば学習効果は大いに期待できます。また、すべての子どもたちが司会をすることができれば、子どもたちに自信が付き、役割を果たせたことで自己肯定感も高まります。そこで、学び合いが機能するために、前述の事例では、「話し合いのマニュアル」を提示し、話し合いに困ったときに使ってもよいことを促しました。

司会をしたAさんは、人の話をまとめたりするのは苦手ですが、マニュアルがあることで司会をすることができました。Bさんは、話したい内容があっても、質問に対してすぐに答えを口にするのが苦手ですが、答え方カードに当てはめることで、自分の考えを述べることができました。もしマニュアルがなかったら、AさんもBさんも自信をなくしたかもしれません。

(2) 「話し合いのマニュアル」の意味

事例では、教師が話し合いへの参加が難しそうな子どもに対して、「できない」ととらえるのではなく、つまずきそうなところを「どうやったらできるだろうか」と考えた結果、「話し合いのマニュアル」を準備しました。それがあつて、他の子どもたちも「こういう言い方をすればいいんだ」と確認でき、本来の授業のねらいに対して、他のストレスを感じることなく取り組むことができます。つまり、司会のAさんと答えに詰まっていたBさんにとってマニュアルはなくてはならないものですが、他の生徒にとっても授業に安心して取り組むことができるものです。

ある程度、話し合いが機能しはじめたら、マニュアルは使わなくてもよくなるかもしれません。学級の実態に応じたUD化が大切です。

3 「～させる」ではなく「～できるようにする」という視点

教師は、つい子どもに学習「させる」ことを考えていないでしょうか。「読みとらせる」

「考えさせる」「話し合わせる」……。しかし、それを容易にできる子どもたちばかりではありません。その子ができるようにするために、「読みとることができるように～する」「考えることができるように～する」「話し合いができるように～する」ことは他の子どもたちにとっても分かりやすい学びになっていきます。そのためのちょっとした工夫が、学びのUD化へのはじめの一歩です。

4 大切な支持的風土

うまく授業が成立している、学級経営がうまくいっている教室をのぞかせてもらってください。「～できるようにする」工夫が何気なくされているかもしれません。「うちのクラスでも、そのやり方を真似していいですか？」と、よい支援を共有していくと、子どもたちはどの学年、どのクラスに行っても安心して過ごすことができるはずです。

事例にみられるCさんのBさんに対するさりげないサポートも重要です。Cさんもしっかりほめてあげたい存在です。授業づくりの基盤として、みんなが安心して過ごせる学級・学校の支持的風土をつくりあげていくこともとても大切です。

(文責：県立教育センター 宮崎 亜紀)



Ⅲ-6 交流及び共同学習の推進

我が国は、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。そのためには、障がいのある人と障がいのない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちとが、ふれ合い、共に活動する機会を設けることが大切です。

1 交流及び共同学習の意義

「交流及び共同学習」は、双方の子どもたちにとって、社会性や豊かな人間性を育成する上で重要な役割を果たしており、障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となります。小中学校等や特別支援学校の学習指導要領においては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されています。

「交流及び共同学習」には、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があります。これら両方の側面を一体ととらえ、推進していく必要があります。

2 交流の種類

- (1) 通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習
- (2) 居住地校における交流及び共同学習
- (3) 学校間における交流及び共同学習
- (4) 地域の人々との交流及び共同学習



3 指導計画の作成

授業時間内に行われる交流及び共同学習については、その活動場所がどこであっても、在籍校の授業として位置付けられていることに十分留意し、教育課程上の位置付け、指導の目標などを明確にし、適切な評価を行うことが必要です。また、交流の形態や内容、回数、時間、場所、双方の役割分担、協力体制について十分検討することが大切です。

4 交流及び共同学習の実施に当たって大切にしたいこと

(1) 関係者の共通理解

それぞれの学校(学級)が、交流及び共同学習の必要性や意義等を理解し合い、充実した交流や学習ができるよう、学校間の体制づくりを進めていくことが大切です。また、両者が話し合う機会を計画的に確保しましょう。活動を計画する際には、保護者も含めて、関係者がその必要性、意義等について十分に理解し合うことが大切です。

(2) 障がいのある子どもの理解と配慮

障がいのある子どもとかがかわる際には、障がいの特性等に応じたそれぞれ配慮

Ⅲ 特別な教育的支援を必要とする子ども達への支援充実のための6つのポイント

が必要です。子どもたちに理解を促すことも大切ですが、教師がしっかりと理解し、手本となるような関わり方をすることも大切です。

※障がいに応じた配慮に関してはⅢ-1 参照。

5 交流の実際

(1) 事前に行うこと

- 双方の教職員が十分に話し合うことが大切です。その際、活動の意義やねらい、実際の活動内容や役割分担等について、共通理解を図っていきます。
- 保護者や本人に事前に説明し、計画について理解を求めます。
- 事前学習等で、子どもたちや地域の方々に、障がいについての正しい知識、障がいのある子どもたちへの適切な支援や協力の仕方等についての理解を促します。
- 障がいのある子どもたちに対しては、積極的な行動、支援や協力の求め方、断り方、自分の気持ちの表現の仕方について指導し理解を図りましょう。

(2) 実施の際に配慮すること

教職員間や保護者等との連携・協力の下、次の点に配慮することが必要です。

- 子どもたちが自ら主体的に活動に取り組めるよう支援をする。
- 子どもたちの活動の状況を常に把握し、円滑に活動できるよう指導する。
- 子どもたちの健康面に留意し、活動が過重な負担にならないよう留意する。
- 交流及び共同学習の環境を整えて、事故の発生を防止する。
- 活動の流れに対し見通しが持てるようにする。
- 活動の様子を見ながら内容を調整していく。

これらの配慮を基に実施した活動を通して、双方の子どもたちが交流して良かったと思えることが大切です。

(3) 事後に行うこと

実施後は、活動について子どもたち自身がどう感じたか、今後どのような活動をしていきたいかなどについて、双方の教職員が振り返るための話し合いをもつことが大切です。また、子どもたちが感想や印象を作文に書いたり、絵に描いたりする機会を設け、それらを交換するなどして、子どもたちの関心を一層深めていくことも望まれます。

6 評価の方法

評価は、交流及び共同学習に位置付けている教科・領域等のねらいに照らし合わせて行います。あらかじめ活動のねらいや評価項目、評価方法等について十分に打合せを行い、互いに理解を深めておくことが大切です。また、活動を通して、相互理解がどのように進んだかも併せて評価します。交流及び共同学習以外の場面での姿をとらえることなども有効です。

支援の宝箱⑫
交流及び共同学習

「学校内交流を進めるには」

各小中学校において、通常の学級と特別支援学級間の交流及び共同学習が積極的に進められています。インクルーシブ教育の視点からも「合理的配慮」を考えた内容の工夫が望まれます。以下に共同学習における2年生「生活科」での取組み例を紹介します。

「1年生に学校をしょうかいしよう」(2年生 生活科)

交流及び共同学習は教育課程に位置づけるとともに、双方の児童にとって学習の目標を明確にすることが大切です。

2年生の知的障がい学級に在籍する児童(以下、本児と記す)は、友だちとの関わりをとても好み、好奇心旺盛な児童です。集団での基本的行動様式を習得するために、日常生活指導や生活単元学習、自立活動の内容とリンクさせて生活科は交流学級で受けることにしました。

1年生の時、生活科で2年生に学校案内をしてもらい、「2年生になったら自分も1年生を連れて回りたい。」と感想を発表してくれました。そこで、2年生の生活科単元「1年生に学校をしょうかいしよう」における交流及び共同学習の場面において、本児の良さを発揮させるために以下の目標を立て特別支援学級においても関連した学習を行いました。

○会話好きな面を生かして、平仮名50音の読み書きの指導を国語の授業で行い、会話だけでなく文字表記することの楽しさを味わわせる。

○自立活動の時間で平仮名50音の正しい発音の訓練と、人前での発表の仕方を練習する。その際、本児の意欲を高めるため、他の特別支援学級在籍児童に聞いてもらう。

平仮名50音の表記を覚えたことで、友だちに手紙を書いたり、好きな本を読んだりすることができるようになりました。また、自分の思いが的確に伝えられる喜びを体験し、感情的になる場面も減ってきました。

また、交流及び共同学習を行うに当たって、交流する通常の学級担任と次の確認を行いました。

○穏やかに接してくれる児童を同じグループに配置する。

○案内する教室は本児がよく活用する教室にする。

○「しょうかいカード」の見本を提示して、カードの書き方を視覚的にとらえられるようにする。

○発表をする際、補助的な役割を担ってくれる児童をつける。

以上のことは、特別支援学級の児童にとっての「合理的配慮」として大切なことです。授業では、同じグループの児童とともに「しょうかいカード」を作り上げ、グループ練習を楽しみました。また、交流学級の児童は本児が平仮名50音を丁寧に書き、練習で堂々と発表する姿を見て、本児と積極的にコミュニケーションをとる場面が増えました。

1年生への学校案内では、「しょうかいカード」を指し示しながら特別支援学級の教室を紹介することができました。1年生から感謝の言葉をもらい、満面の笑みを浮かべていました。それ以降、本児は、進んで行事の招待カードや日記を書いたりする姿が見られたり、交流する通常の学級では朝の会や帰りの会の司会進行を担うなど、集団の中での活動に自信をもって取り組めるようになりました。1年生が休み時間に特別支援学級を訪ねてくる姿もみられ、特別支援学級の啓発にもつながりました。

(文責：合志市立南ヶ丘小学校 菊池 悦郎)



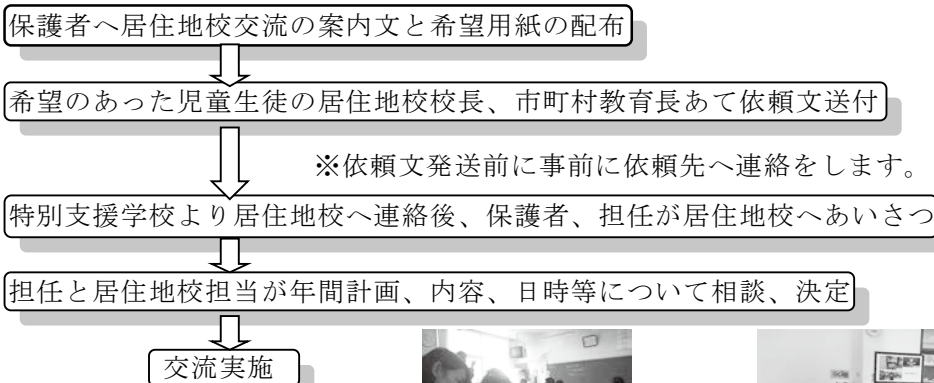
支援の宝箱⑬
交流及び共同学習

「居住地校交流の実際」

1 居住地校交流の手続き

特別支援学校では、居住する地域の友だちとの学び合いを目的に、希望に応じて居住地校交流を実施しています。

本校では、小・中学部の児童生徒が居住地校交流を行っています。基本的に保護者の付き添いで居住地の小・中学校の授業に同行し、可能であれば本校職員も同行します。交流までの手続きは次のとおりです。



2 居住地校交流の実際

(1) 顔合わせ

対象児、保護者、担任と交流校（居住地校）の担任と顔合わせを行い、自己紹介等情報を交換します。（特に、対象児の障がいの特性や配慮点について、理解を深めます。）

(2) 担任間の打合せ

各校の教育計画に基づいて、交流日や具体的な活動内容を決めて、指導略案を作成します。（電話で打合せを行ったり、FAXで資料のやりとりを行ったりします。）事前の丁寧な打合せが、充実した交流につながります。

(3) 交流当日

保護者の付き添いで、交流校に集合します。多くの場合、自己紹介カードを持って交流に臨んでいます。計画に従って、交流校の友達と一緒に活動を行います。

(4) 事後に行うこと

交流時の写真を入れたメッセージカード（ありがとう、またねカード）を作成して、交流校にお礼状を送ることで、交流校からも感想文が寄せられ、次の交流の期待につながっています。保護者も家族全員で居住地校交流の意義をしっかりと受け止め、次につなげることが大切です。

【評価について】

本校児童生徒は通常と異なる集団の中で、仲間とともに自分のできることをしっかり発揮したり、相手のことを理解したりしています。また、新しい取組の中で新たな経験を積み重ねていくことができます。居住地校交流を通して、本校児童生徒は、本校の「育てたい力」としての人とのかかわり、集団参加、意思表示、集中力、自己選択、振り返りなどの力が身についています。

3 交流内容について

本校の居住地校交流の回数は児童生徒の実態等により、年間1回～3回程度です。初回は学級活動等の時間に自己紹介やそれぞれの学校での学習の様子の発表、歌やダンス、ゲーム、製作活動などお互いのことを理解し、一緒に楽しくできる活動を行っています。回を重ねる毎に事前打ち合わせを密に行い、音楽や体育、図工など、様々な授業に参加できるようにしています。

（文責：熊本県立荒尾支援学校 吉村 友明）



特別支援教育充実 ガイドブック

～ 障がいのある子ども一人一人のニーズに
応じた支援充実のために ～



平成27年3月
熊本県教育委員会

はじめに

平成19年4月に学校教育法の一部改正が施行され、「特殊教育」は「特別支援教育」へと転換しました。特別支援教育は、特別な教育的支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校において実施されることとなりました。このことに伴い、本県では平成19年8月に「特別支援教育推進ガイドブック」を策定し、本県の特別支援教育における支援体制について示すとともに、その推進に取り組んできました。

近年、障がいのある子どもや関係者を取り巻く状況は、共生社会の形成に向けた大きな変化の中にあります。国においては、平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、平成25年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。本県においては、全国に先駆け、平成24年4月に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が施行され、すべての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しています。

教育分野においては、平成24年7月に文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告され、平成25年9月に障がいのある子どもの就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の一部改正が行われました。

これらの国内法の整備により、平成18年に国連総会で採択されていた「障害者の権利に関する条約」が平成26年1月に批准されました。共生社会の形成に向けて、現在同条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育の一層の推進が求められています。

インクルーシブ教育システムにおいては、可能な限り、障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに教育を受けられるよう配慮するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じて、生きる力を確実に身につけることが重要です。子ども一人一人の教育的ニーズにしっかりと応えるため、県教育委員会では今回「特別支援教育推進ガイドブック」を改訂し、新たに取りまとめました。

本冊子をすべての教職員が活用し、特別支援教育の一層の推進が図られるとともに、誰もが人権と個性を尊重し支え合う共生社会の形成につながることを期待しています。

平成27年3月

熊本県教育委員会

《 目 次 》

I 共生社会の形成に向けた国の動向	・・・	1
I-1 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進	・・・	3
II 特別支援教育推進の基本姿勢	・・・	5
II-1 本県における特別支援教育推進の基本姿勢	・・・	7
II-2 段階的な支援体制の推進	・・・	8
☆支援の宝箱① 支援するとは？☆	・・・	16
III 特別な教育的支援を必要とする子ども達への支援充実のための6つのポイント	・・・	17
III-1 一人一人の教育的ニーズの的確な把握と支援	・・・	19
1 実態把握		
2 発達障がいについての理解と支援		
☆支援の宝箱② よりよい支援のためのチェックシートの活用☆	・・・	27
III-2 保護者・関係機関との連携	・・・	29
1 保護者との連携		
2 移行支援における連携		
3 関係機関との連携		
☆支援の宝箱③ 保護者と「一緒」懸命に☆	・・・	32
☆支援の宝箱④ 関係機関と連携した児童生徒への支援☆	・・・	33
☆支援の宝箱⑤ 「就職へ向けた」支援☆	・・・	34
III-3 校内支援体制の充実	・・・	35
1 組織としての支援		
2 校内における4つの段階		
3 校内支援体制を機能させるために		
☆支援の宝箱⑥ 校内支援体制構築のポイントは？☆	・・・	38
III-4 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ	・・・	39
1 個別の教育支援計画・個別の指導計画の意義		
2 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成		
☆支援の宝箱⑦ 学校総体、保護者との連携を大切にした取組☆	・・・	43
3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の評価及び活用		
4 個別の教育支援計画・個別の指導計画の引継ぎ		
5 個人情報の管理		

☆支援の宝箱⑧ 就学期の連携はよりよい学校生活の第一歩！☆	・・・54
☆支援の宝箱⑨ 顔の見える小中連携☆	・・・55
☆支援の宝箱⑩ 「申し送りシート」の活用☆	・・・56

Ⅲ-5 ユニバーサルデザインの視点に基づく授業づくり	・・・57
1 UDの視点に基づいた授業の必要性	
2 UDの視点に基づいた授業に取り組むにあたって	
3 アセスメント（実態把握から評価まで）	
4 学校全体でのUDの視点に基づいた授業づくりを目指す	
5 安心して過ごせる学級の重要性	
6 UDの視点に基づいた授業づくり	

☆支援の宝箱⑪ 授業づくり、環境づくりのはじめのいっぽ☆	・・・65
------------------------------	-------

Ⅲ-6 交流及び共同学習の推進	・・・67
1 交流及び共同学習の意義	
2 交流の種類	
3 指導計画の作成	
4 交流及び共同学習の実施に当たって大切にしたいこと	
5 交流の実際	
6 評価の方法	

☆支援の宝箱⑫ 学校内交流を進めるには☆	・・・69
☆支援の宝箱⑬ 居住地校交流の実際☆	・・・70

Ⅳ 巻末資料	・・・71
--------	-------

※本ハンドブックは…

- * 「障害」の表記については、法令及び文献等より引用したものや施設名等以外は、「障がい」と表記しています。
- *本文中に使用されている名前はいずれも仮名です。



このガイドブックは県教育委員会のホームページからダウンロードできるモン！
読んでほしいモン！！